投資信託説明書(請求目論見書)
2023年7月15日

まるごとひふみ

まるごとひふみ15　追加型投信／内外／資産複合
まるごとひふみ50　追加型投信／内外／資産複合
まるごとひふみ100　追加型投信／内外／株式

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

「まるごとひふみ」の募集について、発行者であるレオス・キャピタルワークス株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月14日に関東財務局長に提出しており、2023年7月15日にその届出の効力が生じております。

有価証券届出書提出日	:	2023 年 7 月 14 日
発行者名	:	レオス・キャピタルワークス株式会社
代表者の役職氏名	:	代表取締役 会長兼社長　藤野 英人
本店の所在の場所	:	東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当はありません

レオス・キャピタルワークス株式会社

RHEOS CAPITAL WORKS

目 次

	頁
第一部 証券情報	･････････ 1
第二部 ファンド情報	･････････ 4
第1 ファンドの状況	･････････ 4
1 ファンドの性格	･････････ 4
2 投資方針	･････････15
3 投資リスク	･････････22
4 手数料等及び税金	･････････27
5 運用状況	･････････31
第2 管理及び運営	･････････48
1 申込（販売）手続等	･････････48
2 換金（解約）手続等	･････････49
3 資産管理等の概要	･････････51
4 受益者の権利等	･････････54
第3 ファンドの経理状況	･････････56
1 財務諸表	･････････59
2 ファンドの現況	･････････110
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	･････････112
第三部 委託会社等の情報	･････････113
第1 委託会社等の概況	･････････113
1 委託会社等の概況	･････････113
2 事業の内容及び営業の概況	･････････115
3 委託会社等の経理状況	･････････116
4 利害関係人との取引制限	･････････155
5 その他	･････････155
＜添付＞	
投資信託約款	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】
まるごとひふみ15
まるごとひふみ50
まるごとひふみ100

※上記の総称を「まるごとひふみ」とします。
※上記を総称して、またはそれぞれを指して、「当ファンド」あるいは「ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】
当ファンドは、レオス・キャピタルワークス株式会社（以下、必要に応じて「委託会社」といいます。）を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社（以下、必要に応じて「受託会社」といいます。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託です。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には、無記名式や記名式の形態はありません。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】
各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】
取得申込受付日の翌営業日※1の基準価額※2とします。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

当ファンドの基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。
また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
なお、ご不明な場合には、次の照会先にお問い合わせください。

照会先	**レオス・キャピタルワークス株式会社　営業部** **０３－６２６６－０１２９** **＜受付時間＞営業日の９時～１７時** **ホームページアドレス**　https://www.rheos.jp/

※１　営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日（以下「祝日」といいます。）ならびに毎年12月31日、１月２日および１月３日（以下「年末年始」といいます。）以外の日をいいます。
※２　基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除して得た価額をいいます。当ファンドは、１万口当たりの価額で表示します。

（５）【申込手数料】
申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.30％（税抜3.00％）を上限として販売会社が定める手数料率※を乗じて得た額とします。
「自動けいぞく投資コース」（分配金再投資）の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で決算日の基準価額にて再投資

されます。
※ 当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】
申込単位は、販売会社が定める単位とします。販売会社によって異なりますので、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】
2023年７月15日から2024年１月12日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】
申込期間中、販売会社にて申込みを取り扱います。
販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。
販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

照会先	**レオス・キャピタルワークス株式会社　営業部** **０３－６２６６－０１２９** **＜受付時間＞営業日の９時～１７時** **ホームページアドレス**　https://www.rheos.jp/

（９）【払込期日】
取得申込者は申込代金を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。申込期間における各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して追加信託金として、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】
取得申込みを行なった販売会社にて払込みの取扱いを行ないます。
販売会社に関しては、前記（８）「申込取扱場所」照会先までお問い合わせください。
販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】
当ファンドの受益権に係る振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】
①申込みの方法等
イ．当ファンドの取得申込みは、前述の（８）「申込取扱場所」において、申込期間中の販売会社の毎営業日に行なうことができます。当該受益権の価額は、お申込日の翌営業日における基準価額とします。申込み単位は販売会社にお問い合わせください。
ロ．収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。
・「一般コース」　　収益の分配時に収益分配金をお受取りになれます。
・「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引き後、再投資されます。
「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行なう投資者は販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。また、この当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
いずれのコース共に申込単位は販売会社が定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。
申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
販売会社に関しては、（８）「申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

ハ．ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、香港証券取引所、香港の銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日（販売会社の休業日を除きます。）には、受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。
申込受付中止日は、販売会社にお問合わせください。

ニ．申込証拠金はありません。取得申込金には、利息はつきません。

ホ．本邦以外の地域における発行は、ありません。

ヘ．金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）がある場合には、委託会社は購入、換金の申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

②スイッチングについて

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなります。また、スイッチングの取扱いを行なわない場合があります。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記　（１１）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記　（１１）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）では、当ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムによって管理します。当ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドの目的

〈まるごとひふみ15〉〈まるごとひふみ50〉

投資信託証券への投資を通じて、主として内外の株式および内外の債券に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

〈まるごとひふみ100〉

投資信託証券への投資を通じて、主として内外の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②信託金の限度額

各ファンドにつき１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する方針」に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

○商品分類

〈まるごとひふみ15〉〈まるごとひふみ50〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内外	**資産複合**

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

〈まるごとひふみ100〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	**株式**
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○属性区分

〈まるごとひふみ15〉〈まるごとひふみ50〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式		**グローバル**		
一般	**年１回**	**（日本を含む）**	ファミリーファンド	
大型株		日本		
中小型株	年２回	北米	**ファンド・オブ・ファンズ**	
債券		欧州		**あり**
一般	年４回	アジア		**（部分ヘッジ）**
公債		オセアニア		
社債	年６回（隔月）	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性	年12回（毎月）	中近東（中東）		なし
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	日々			
資産複合				
資産配分固定型	その他			
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

〈まるごとひふみ100〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式		**グローバル**		
一般	**年１回**	**（日本を含む）**	ファミリーファンド	
大型株		日本		
中小型株	年２回	北米	**ファンド・オブ・ファンズ**	
債券		欧州		あり
一般	年４回	アジア		
公債		オセアニア		
社債	年６回（隔月）	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性	年12回（毎月）	中近東（中東）		**なし**
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	日々			
資産複合				

資産配分固定型 資産配分変更型	その他			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：MRF等規則に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年６回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

④当ファンドの特色

特色 1 投資信託証券への投資を通じて、世界の株式および債券等に分散投資を行ないます。

投資信託証券を高位に組み入れます。

まるごとひふみ15、まるごとひふみ50

実質的に株式と債券に分散投資を行なうことで、基準価額の変動幅をおさえ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

まるごとひふみ100

実質的に国内株式と海外株式に分散投資を行なうことで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資対象とする投資信託証券（以下「投資対象ファンド」）	主要投資対象
■ ひふみ投信マザーファンド	国内外の株式
■ ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）	海外の株式
■ ひふみグローバル債券マザーファンド	国内外の債券

※「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」は、「ひふみワールドマザーファンド」を高位に組み入れ、同ファンドへの投資を通じて実質的に海外の株式へ投資を行ないます。

※「まるごとひふみ100」は、「ひふみグローバル債券マザーファンド」への投資は行ないません。

特色 2 資産配分比率が一定の比率となることを目指して運用を行ないます。

資産の実質的な保有比率が概ね以下の比率となるように、各投資対象ファンドの基本の配分比率を調整します。

■ まるごとひふみ15

債券85％　株式15％

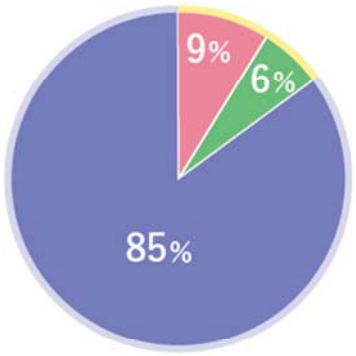

- ひふみ投信マザーファンド　9％
- ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）　6％
- ひふみグローバル債券マザーファンド　85％

■ まるごとひふみ50

債券50％　株式50％

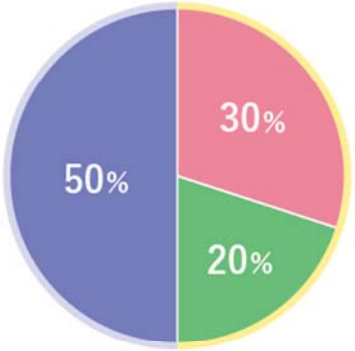

- ひふみ投信マザーファンド　30％
- ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）　20％
- ひふみグローバル債券マザーファンド　50％

■ まるごとひふみ100

株式100％

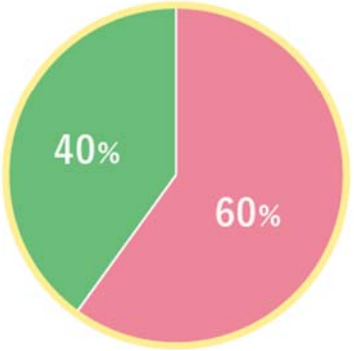

- ひふみ投信マザーファンド　60％
- ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）　40％

ひふみ投信 マザーファンド	・国内外の上場株式を主要な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。 ・国内外の長期的な経済動向や産業のトレンド等を勘案しつつ、定性・定量の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく市場価値が割安と考えられる銘柄を選別し長期的に投資します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
ひふみワールド ファンドFOFs用 （適格機関投資家専用）	・ひふみワールドマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式等を主要な投資対象とし、成長性が高いと判断される銘柄を中心に選別して投資します。 ・世界各国の長期的な経済動向や産業のトレンド等を勘案しつつ、定性・定量の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく市場価値が割安と考えられる銘柄を選別し長期的に投資します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
ひふみグローバル 債券マザーファンド	・国内外の国債および投資適格債を主要な投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ・「社会的課題の解決への支援」と「経済的利益の獲得」の両立を目指し、社会をよくする事業を行なう国内外の企業・組織の債券にも投資します。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況動向等により為替ヘッジ比率を調整する場合があります。

- 投資対象ファンドは全て、レオス・キャピタルワークス株式会社が運用を行ないます。
- 投資対象ファンドの組入比率は、基本の組入比率を記載しております。上記比率を維持することを目指して運用を行ないますが、市況動向や運用の状況によっては組入比率が変動する場合があります。
- 各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。
- 投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。

主要投資対象の投資信託証券の概要

ひふみ投信マザーファンド

運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
投資対象	国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	①運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、その中で、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資します。 ②ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％以内、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 ①株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
運用管理費用（信託報酬）	かかりません。
設定日	2012年4月20日

委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）

運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみワールドマザーファンドの受益証券を通じて日本を除く世界各国の株式等に投資することにより積極運用を行ないます。
投資対象	主として、日本を除く世界各国の株式等に投資するひふみワールドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①ひふみワールドマザーファンドの受益証券への投資を通じて、世界各国（日本を除く）の企業の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に実質的に投資をします。 ②各国の投資比率については、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、ポートフォリオを構築します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ④ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％以内、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ④投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 〔ひふみワールドマザーファンドの主な投資制限〕 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％以内、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 ①株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
運用管理費用(信託報酬)	年率0.044％(税抜年率0.040％) ※運用管理費用（信託報酬）の他に、信託事務の処理に要する諸費用およびその他諸費用がかかります。
設定日	2021年3月31日
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

ひふみグローバル債券マザーファンド

運用の基本方針	安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
投資対象	世界各国のさまざまな種類の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	①世界各国のさまざまな種類の公社債の中から、各国の政治・経済・市場分析と個別銘柄分析に基づき、銘柄を選別して投資を行ないます。 ②公社債の組入比率や種別配分比率は市況状況等に応じて変化します。 ③デュレーション調整等のため、先物取引等を利用することがあります。 ④組入外貨建資産については、為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況動向等により為替ヘッジ比率を調整する場合があります。 ⑤市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ④投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ⑤一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
運用管理費用(信託報酬)	かかりません。
設定日	2021年3月30日
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

※上記は2023年４月末現在の情報に基づくものであり、今後変更となる場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2021年３月30日　当ファンドの信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み

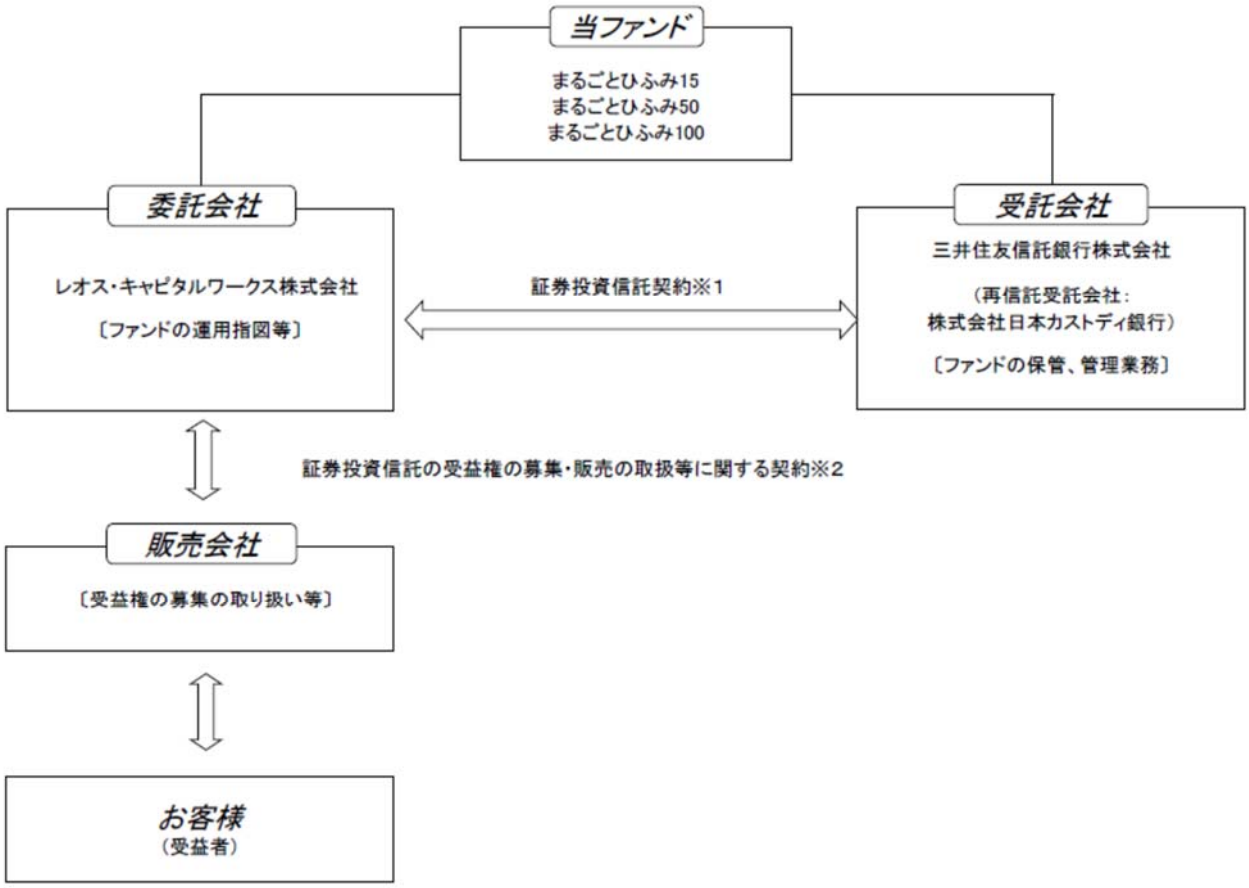

※１　「証券投資信託契約」とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めなどの内容が含まれています。

※２　「証券投資信託の受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」とは、投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。当ファンドの販売会社として、受益権募集の取り扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行なうなどの内容が含まれています。

②当ファンドの関係法人と関係業務

委託会社：レオス・キャピタルワークス株式会社
信託約款、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産運用指図、目論見書および運用報告書の作成等の業務

受託会社：三井住友信託銀行株式会社
信託財産の保管、管理、信託財産の計算、設定された受益権の振替機関への通知、外国証券を保管管理する外国の保管銀行への指示連絡等の業務を行ないます。
受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた再信託受託会社は、株式会社日本カストディ銀行です。

販売会社：受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い、運用報告書の受益者への交付等の業務を行ないます。

③委託会社の概況（2023年４月末現在）

１.名称

レオス・キャピタルワークス株式会社

２.本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

３.資本金の額

313,904千円

４.会社の沿革

2003年４月　　レオス株式会社として設立

2003年８月　　投資顧問業登録（関東財務局長第1159号）

2003年９月　　レオス・キャピタルワークス株式会社に商号を変更

2007年９月　　投資信託委託業認可取得（内閣総理大臣第80号）

2007年９月　　金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第1151号

2009年２月　　株式会社ＩＳホールディングスに第三者割当増資を実施

2009年６月　　本社を東京都千代田区丸の内へ移転

2020年６月　　ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（ＳＢＩホールディングス株式会社の子会社）が当社株式の過半数を取得

2023年４月　　東京証券取引所グロース市場に株式を上場

５.大株主の状況（2023年４月末現在）

株　　主　　名	住　　所	所有株式数	比率
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社	東京都港区六本木１丁目６番１号	6,049,900株	48.89%
遠藤　昭二	千葉県千葉市稲毛区	1,427,300株	11.53%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

〈まるごとひふみ15〉

①運用方針

投資信託証券を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

主要投資対象とする投資信託証券は、投資方針や投資先を重視して選定します。

投資先ファンドの名称	選定の方針
ひふみ投信マザーファンド	国内外の株式を主要投資対象とし、銘柄の選定にあたっては国内外の長期的な経済循環を勘案して適切な国内外の株式市場を選び、その中で長期的な企業の将来価値に対して市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資を行なう。
ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）	日本を除く世界各国の株式等を主要投資対象とし、運用にあたっては、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、ポートフォリオを構築する。
ひふみグローバル債券マザーファンド	世界各国のさまざまな種類の公社債の中から、各国の政治・経済・市場分析と個別銘柄分析に基づき、銘柄を選別して投資を行なう。国内外の投資適格国債、国際機関債を中心にしつつ、国内外の投資適格社債などを投資対象とする。

②投資態度

1．運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行ない、実質的な運用は投資対象ファンドへの投資を通じて行ないます。
2．投資対象ファンドを通じて、主として内外の株式および内外の債券に実質的に投資します。
3．投資対象ファンドの配分比率は、概ね「ひふみ投信マザーファンド」９％、「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」６％、「ひふみグローバル債券マザーファンド」85％とします。
4．投資対象ファンドにおいて投資する外貨建資産については、「ひふみ投信マザーファンド」「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」は為替ヘッジを行なわず、「ひふみグローバル債券マザーファンド」は為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況動向等により為替ヘッジ比率を調整する場合があります。
5．投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。また、各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。
6．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〈まるごとひふみ50〉

①運用方針

投資信託証券を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

主要投資対象とする投資信託証券は、投資方針や投資先を重視して選定します。

投資先ファンドの名称	選定の方針
ひふみ投信マザーファンド	国内外の株式を主要投資対象とし、銘柄の選定にあたっては国内外の長期的な経済循環を勘案して適切な国内外の株式市場を選び、その中で長期的な企業の将来価値に対して市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資を行なう。
ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）	日本を除く世界各国の株式等を主要投資対象とし、運用にあたっては、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、ポートフォリオを構築する。
ひふみグローバル債券マザーファンド	世界各国のさまざまな種類の公社債の中から、各国の政治・経済・市場分析と個別銘柄分析に基づき、銘柄を選別して投資を行なう。国内外の投資適格国債、国際機関債を中心にしつつ、国内外の投資適格社債などを投資対象とする。

②投資態度

1．運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行ない、実質的な運用は投資対象ファンドへの投資を通じて行ないます。
2．投資対象ファンドを通じて、主として内外の株式および内外の債券に実質的に投資します。
3．投資対象ファンドの配分比率は、概ね「ひふみ投信マザーファンド」30％、「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」20％、「ひふみグローバル債券マザーファンド」50％とします。
4．投資対象ファンドにおいて投資する外貨建資産については、「ひふみ投信マザーファンド」「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」は為替ヘッジを行なわず、「ひふみグローバル債券マザーファンド」は為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況動向等により為替ヘッジ比率を調整する場合があります。
5．投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。また、各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。

６．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〈まるごとひふみ100〉

①運用方針

投資信託証券を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

主要投資対象とする投資信託証券は、投資方針や投資先を重視して選定します。

投資先ファンドの名称	選定の方針
ひふみ投信マザーファンド	国内外の株式を主要投資対象とし、銘柄の選定にあたっては国内外の長期的な経済循環を勘案して適切な国内外の株式市場を選び、その中で長期的な企業の将来価値に対して市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資を行なう。
ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）	日本を除く世界各国の株式等を主要投資対象とし、運用にあたっては、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に、各国の政治・経済動向の変化や市況動向に基づく相対的魅力度、流動性、市場規模等を勘案しつつ、ポートフォリオを構築する。

②投資態度

１．運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行ない、実質的な運用は投資対象ファンドへの投資を通じて行ないます。

２．投資対象ファンドを通じて、主として内外の株式に実質的に投資します。

３．投資対象ファンドの配分比率は、概ね「ひふみ投信マザーファンド」60%、「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」40%とします。

４．投資対象ファンドにおいて投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

５．投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。また、各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。

６．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

〈各ファンド共通〉

①投資の対象とする資産の種類（約款第14条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券のおよび金融商品の指図範囲（約款第15条第１項）

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
４．指定金銭信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、３を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲（約款第15条第２項）
委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の留意事項
前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合には、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

＜主要投資対象の投資信託証券＞　（2023年４月末現在）
ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する可能性がある投資対象ファンドの内容は次のとおりです。

〈まるごとひふみ15〉〈まるごとひふみ50〉

投資先ファンドの名称	ひふみ投信マザーファンド
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
投資対象	国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

投資先ファンドの名称	ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみワールドマザーファンドの受益証券を通じて日本を除く世界各国の株式等に投資することにより積極運用を行ないます。
投資対象	主として、日本を除く世界各国の株式等に投資するひふみワールドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

投資先ファンドの名称	ひふみグローバル債券マザーファンド
運用の基本方針	安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
投資対象	世界各国のさまざまな種類の公社債を主要投資対象とします。
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

〈まるごとひふみ100〉

投資先ファンドの名称	ひふみ投信マザーファンド
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
投資対象	国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

投資先ファンドの名称	ひふみワールドファンド FOFs 用（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみワールドマザーファンドの受益証券を通じて日本を除く世界各国の株式等に投資することにより積極運用を行ないます。
投資対象	主として、日本を除く世界各国の株式等に投資するひふみワールドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は、次のとおりです。

当ファンドの運用執行は、ファンドマネージャーが策定し、投資政策委員会において審議・決定された「運用計画書」にしたがい、ファンドマネージャーが行ないます。また、法令、信託約款および社内規程等の遵守状況については、コンプライアンス本部が、運用リスク管理委員会においてチェックを行なっています。

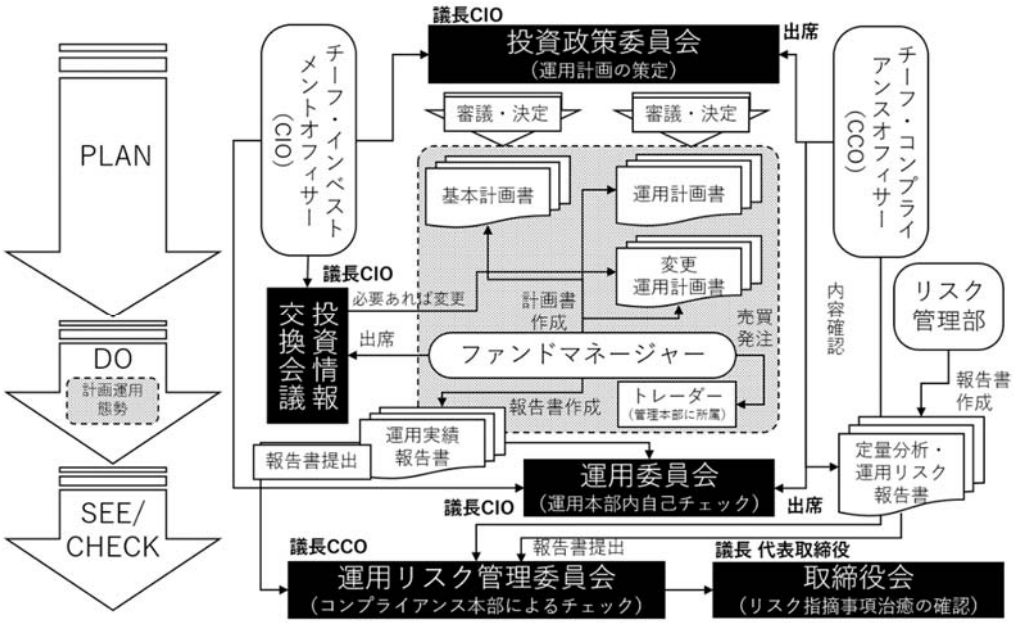

＜取締役会＞

・運用リスク管理委員会の報告を受け、必要に応じて運用本部に対し治癒命令を発出します。

＜チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）＞

・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」（ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。）、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

＜投資政策委員会＞（10名程度）
・代表取締役社長、取締役（社外取締役および会社の業務を執行しない取締役を除く。）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長、リスク管理部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。
・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
※運用部は、株式戦略部、債券戦略部、未来戦略部の総称です。（以下同じ。）
＜ファンドマネージャー＞
・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会および運用リスク管理委員会に提出します。
＜運用委員会＞（７名程度）
・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月１回会議を開催します。
・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。
・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）は必要と認めた場合には、ファンドマネージャーに運用に関する指示をします。
＜運用リスク管理委員会＞（10名程度）
・チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、リスク管理部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、月１回開催します。
・運用リスク管理委員会は、主に、以下を行ないます。
＊リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、当社が運用するファンドのリスクの管理状況のチェック（運用リスクの監視、是正指摘事項の指摘、是正指示、指示事項の治癒状況監視、取締役会報告および「運用ガイドライン」の作成、改廃等）
＊「運用実績報告書」等に基づく、当該ファンドの運用状況のチェック
＊「ブローカーリスト」を決定し、投資政策委員会に報告
＊信託財産等の定量分析および運用リスクの調査・分析のフィードバック
＜投資情報交換会議＞（20名程度）
・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週１回以上会議を開催します。
・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。
＜チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）＞
・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス本部の統括を行ないます。
・投資政策委員会および運用リスク管理委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
・コンプライアンス部およびリスク管理部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。
＜トレーダー＞
・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

委託会社によるファンド関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。
また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

当ファンドの運用体制等は、2023年４月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

〈各ファンド共通〉

年１回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわないことがあります。

③収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（５）【投資制限】

〈各ファンド共通〉

・信託約款に定める投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥公社債の借入れの指図

（ⅰ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ⅲ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ⅱ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ⅳ）上記（ⅰ）の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ

（ⅰ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

２．借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内とします。

（ⅲ）一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日か

ら信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

（ⅳ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅴ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

３【投資リスク】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式や債券など値動きのある証券（外国の証券には為替変動リスクもあります。）に投資いたしますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様（受益者）に帰属します。
投資信託は預金等とは異なります。

お客様には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

［価格変動リスク］

◆国内外の株式や公社債を実質的な主要投資対象とする場合、一般に株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は発行体の信用力の変動、市場金利の変動等を受けて変動するため、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

［流動性リスク］

◆有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、あるいは不利な条件で取引を強いられたり、または取引が不可能となる場合があります。これにより、投資対象とする投資信託証券においては組入有価証券を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

［信用リスク］

◆有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。また、実質的に投資した債券の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、債券価格が下落する可能性があり、損失を被るリスクがあります。

［為替変動リスク］

◆投資対象とする投資信託証券において外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、一部の資産において、為替ヘッジを行なう場合に円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低いとき、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。

［カントリーリスク（エマージング市場に関わるリスク）］

◆当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、有価証券等の価格が大きく変動するリスクがあります。エマージング市場（新興国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券等の価格変動が大きくなる場合があります。また、新興国の公社債は先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドの流動性リスクに関する事項
一時に多額の解約があり資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならない場合や、取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が低下し損失を被る可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

◆「まるごとひふみ」が直接投資するマザーファンド、または、「まるごとひふみ」が投資する投資信託証券の高位に組み入れられるマザーファンドのうち、いずれかのマザーファンドのベビーファンド（「まるごとひふみ」以外のファンド）で資金変動等の売買等が生じた場合は、「まるごとひふみ」の基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆当ファンドの投資対象ファンドは、モーゲージ・バック証券等の期限前償還リスクを含有する債券へ投資することができます。金利の変動による期限前償還の増減に伴い、有価証券等の価格が影響を受け、基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

◆換金性が制限される場合があります。詳しくは「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営２換金（解約）手続等」をご覧ください。

◆当ファンドのお取引において、金融商品取引法第37条の６に規定された「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用はありません。

◆投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

<u>リスク管理関連委員会・関連部門</u>

◆パフォーマンスの考査

①運用委員会は、ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、ファンドの運用状況をチェックするとともに、運用実績および運用助言状況等の確認を行ないます。運用リスク管理委員会は、リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、ファンドの運用リスクの調査・分析等を行ないます。

②運用部が、ファンドのパフォーマンス状況を投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、運用部からの報告を受けて、ファンドのパフォーマンスに関する考査(分析、評価)を行ない、運用部門にフィードバックします。

◆流動性リスクの管理態勢

①運用リスク管理委員会は、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうかを評価する流動性リスク管理担当者をリスク管理部長に任命し、運用リスク管理委員会に対し、流動性リスクに関する管理の状況と必要に応じて適切に追加的な流動性分析等が実施されているのか等について、定期的に報告させ、当社の管理態勢が適切で効果的であることを確認します。

②流動性リスク管理担当者は、流動性の程度に応じて階層に分類し、最も流動性が高い階層の閾値の下限と最も流動性の低い階層の閾値の上限を定め、モニタリングを行ないます。モニタリングにおいて上限・下限保有比率超過を確認した場合、運用リスク管理委員会に報告します。

◆運用リスクの管理

①リスク管理部は、信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。重要な問題を発見した場合、リスク管理部は、定められた部室長等に対して報告を行ないます。

②リスク管理部は、信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜運用リスク管理委員会に報告しま

す。リスク管理部は、運用リスクの調査・分析を行ない、運用執行部門その他関連部署へフィードバックし、指摘事項がある場合には速やかに、また運用リスク管理委員会を通じて是正の指示を行なうとともに、是正の効果をモニタリング・監視し、取締役会へ報告することにより、適切な管理を行ないます。

＜投資政策委員会＞

・代表取締役社長、取締役（社外取締役および会社の業務を執行しない取締役を除く。）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長、リスク管理部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。
・「基本計画書」（ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。）、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

＜運用委員会＞

・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月１回会議を開催します。
・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。
・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）は必要と認めた場合には、ファンドマネージャーに運用に関する指示をします。

＜運用リスク管理委員会＞

・チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、リスク管理部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、月１回開催します。
・運用リスク管理委員会は、主に、以下を行ないます。
　＊リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、当社が運用するファンドのリスクの管理状況のチェック（運用リスクの監視、是正指摘事項の指摘、是正指示、指示事項の治癒状況監視、取締役会報告および「運用ガイドライン」の作成、改廃等）
　＊「運用実績報告書」等に基づく、当該ファンドの運用状況のチェック
　＊「ブローカーリスト」を決定し、投資政策委員会に報告
　＊信託財産等の定量分析および運用リスクの調査・分析のフィードバック

＜リスク管理部＞

運用執行部門から独立したリスク管理部が、信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。リスク管理部は、投資制限への抵触などに関する事項について、指摘事項がある場合には速やかに、また運用リスク管理委員会を通じて是正の指示を行なうとともに、是正の効果をモニタリング・監視し、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、コンプライアンス部長および運用部長に報告するとともに、結果を運用リスク管理委員会に報告します。

＜コンプライアンス部＞

コンプライアンス部は、信託財産の運用に係る法令および諸規則の遵守状況ならびに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。運用リスク管理委員会を通じてリスク管理部から投資制限への抵触や法人関係情報等の取得などに関する事項について報告を受けた場合、ファンドマネージャーと運用部長から提出される是正対応方法が適切かどうか判断します。

＜内部監査室＞

内部監査室は、内部監査の立案およびその実施を通じて、リスク管理体制を含む内部管理態勢の適切性ならびに有効性を検証し、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を代表取締役社長および取締役会等に行ないます。

運用リスク管理体制図

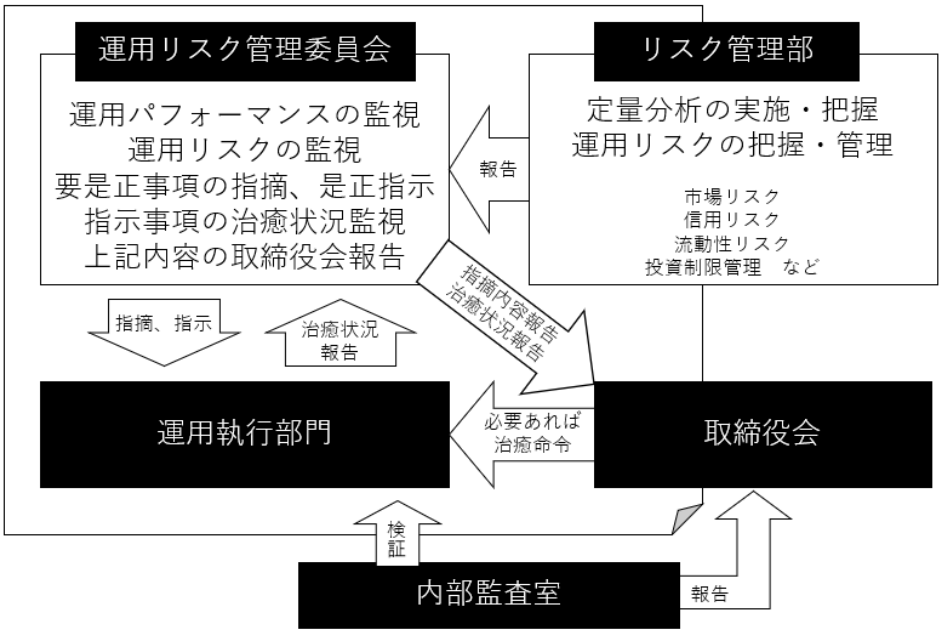

※運用リスクに関する管理体制等は、2023年４月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

まるごとひふみ15の年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

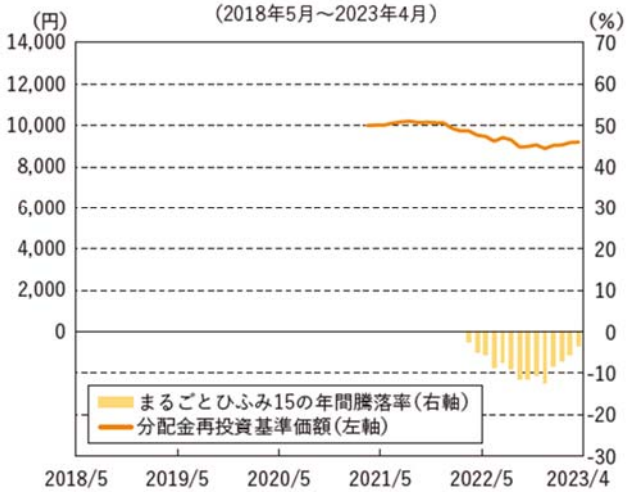

・まるごとひふみ15の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※まるごとひふみ15は設定日が2021年3月30日であるため、年間騰落率は2022年3月～2023年4月の各月末における直近1年間の騰落率を、分配金再投資基準価額は2021年3月～2023年4月の各月末における価額を表示しております。

まるごとひふみ15と他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

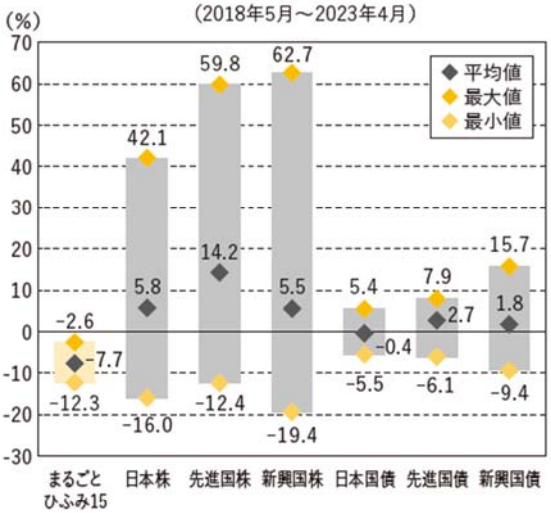

・上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、まるごとひふみ15と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、まるごとひふみ15の投資対象を表しているものではありません。

・まるごとひふみ15の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※まるごとひふみ15は設定日が2021年3月30日であるため、2022年3月～2023年4月の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しております。

まるごとひふみ50の年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

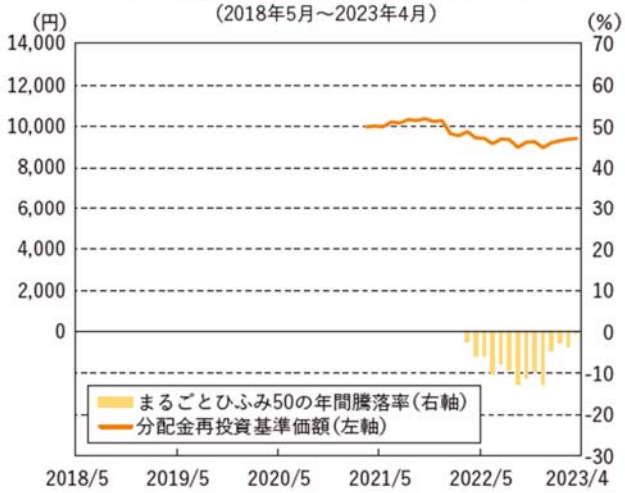

・まるごとひふみ50の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※まるごとひふみ50は設定日が2021年3月30日であるため、年間騰落率は2022年3月～2023年4月の各月末における直近1年間の騰落率を、分配金再投資基準価額は2021年3月～2023年4月の各月末における価額を表示しております。

まるごとひふみ50と他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

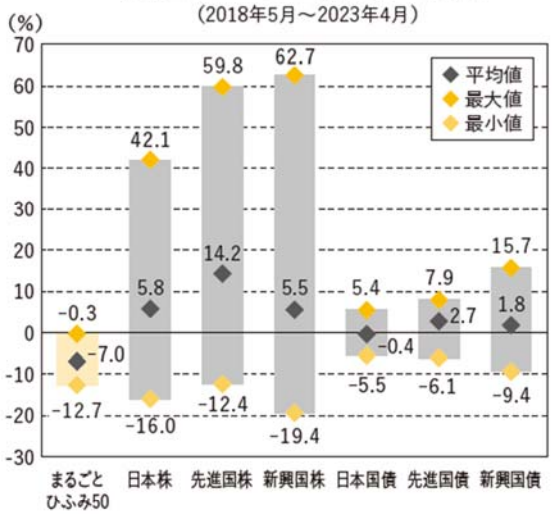

・上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、まるごとひふみ50と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、まるごとひふみ50の投資対象を表しているものではありません。

・まるごとひふみ50の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※まるごとひふみ50は設定日が2021年3月30日であるため、2022年3月～2023年4月の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しております。

まるごとひふみ100の年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

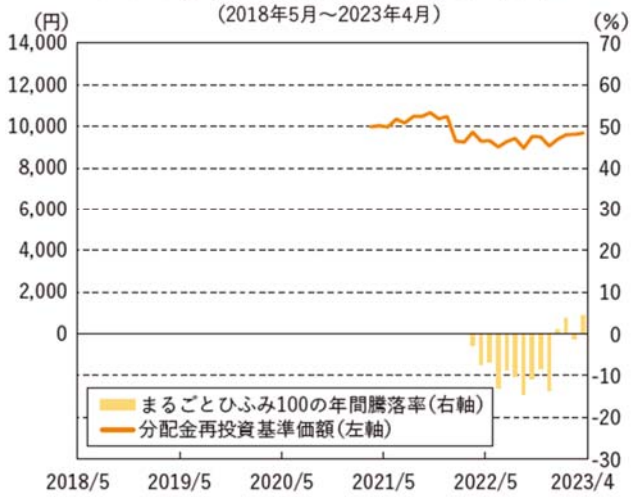

・まるごとひふみ100の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※まるごとひふみ100は設定日が2021年3月30日であるため、年間騰落率は2022年3月～2023年4月の各月末における直近1年間の騰落率を、分配金再投資基準価額は2021年3月～2023年4月の各月末における価額を表示しております。

まるごとひふみ100と他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

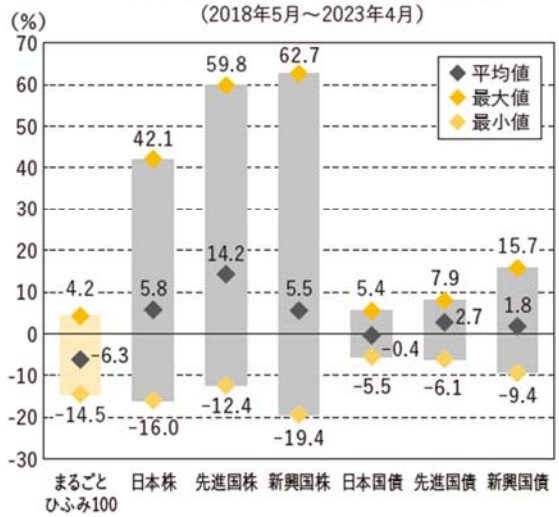

・上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、まるごとひふみ100と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、まるごとひふみ100の投資対象を表しているものではありません。

・まるごとひふみ100の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※まるごとひふみ100は設定日が2021年3月30日であるため、2022年3月～2023年4月の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しております。

各資産クラスの指数

日　本　株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研が算出、公表する株価指数で、配当を考慮したものです。TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)	FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。
株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行ないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率※を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」（分配金再投資）の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。

※ 当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

・信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、その純資産総額に対して下記に記載の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。日々計算されて、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドの信託財産から支払われます。

信託報酬の配分については、次のとおりとします。

信託報酬率		まるごとひふみ15	まるごとひふみ50	まるごとひふみ100
		年率0.660% (税抜年率0.600%)	年率0.935% (税抜年率0.850%)	年率1.320% (税抜年率1.200%)
支払先の配分（税抜）および役務の内容				
委託会社	ファンドの運用と調査、受託銀行への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価	年率0.290%	年率0.415%	年率0.590%
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.290%	年率0.415%	年率0.590%
受託会社	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行の対価	年率0.020%	年率0.020%	年率0.020%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

・投資対象とする投資信託証券における信託報酬

純資産総額に対して下記に記載の率を乗じて得た額とします。

	まるごとひふみ15	まるごとひふみ50	まるごとひふみ100
ひふみワールドファンドFOFs用 （適格機関投資家専用）	年率0.00264% (税抜年率0.00240%)	年率0.0088% (税抜年率0.0080%)	年率0.0176% (税抜年率0.0160%)

※投資対象とする投資信託証券を基本の組入比率に従って組み入れた場合の信託報酬の率です。この値は目安であり実際の組入状況により変動します。

※「ひふみ投信マザーファンド」「ひふみグローバル債券マザーファンド」は、信託報酬はかかりません。

・実質的な負担

まるごとひふみ15	まるごとひふみ50	まるごとひふみ100
純資産総額に対して 年率0.66264%（税抜年率 0.6024%)程度	純資産総額に対して 年率0.9438%(税抜年率 0.8580%)程度	純資産総額に対して 年率1.3376%(税抜年率 1.2160%)程度

※基本の組入比率で按分した投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は目安であり、各投資信託証券への投資比率の変更等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

（4）【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の当該借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券においても諸費用および税金等がかかります。これらの費用は、原則として発生のつど実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

②当ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0055%（税抜年率0.0050%）以内）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支弁します。

なお、監査費用は監査法人との契約条件の見直しにより変更となる場合があります。

※手数料等の合計金額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

ご不明の場合には、次の照会先までお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社　営業部 ０３－６２６６－０１２９ ＜受付時間＞営業日の９時～１７時 ホームページアドレス　https://www.rheos.jp/

（５）【課税上の取扱い】
課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人のお客様（受益者）に対する課税
イ.収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行なわれ、確定申告は不要となります。特別分配金（元本払戻金）には課税されません。
なお、確定申告を行ない総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行なうことができます。また、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。
当ファンドに配当控除の適用はありません。
なお、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

ロ.解約金および償還金に対する課税
一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率により、申告分離課税が適用されます。
また、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

ハ.損益通算について
一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式の譲渡損との相殺が可能となります。

［特定口座に係る課税上の取扱いについて］
詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」の適用対象です。
満18歳以上の方を対象とした非課税制度「NISA」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となりますが、2024年１月１日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。また、18歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ジュニアNISAの投資可能期間は2023年で終了しますのでご注意ください。なお、「NISA」「ジュニアNISA」ともに、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問合せください。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人のお客様（受益者）に対する課税

法人のお客様が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には、課税されません。
また、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。
なお、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります

〈注１〉個別元本について

ⅰ　お客様ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、含まれません。）がそのお客様の元本（個別元本）にあたります。

ⅱ　お客様が当ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、そのお客様が追加信託を行なうつど、そのお客様の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ⅲ　お客様が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後のそのお客様の個別元本となります。

〈注２〉収益分配金の課税について

ⅰ　追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

ⅱ　お客様が収益分配金を受け取る際

イ　当該収益分配金落ち後の基準価額がそのお客様の個別元本と同額の場合またはそのお客様の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ　当該収益分配金落ち後の基準価額がそのお客様の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをおすすめします。

５【運用状況】

以下の運用状況は、2023年４月28日現在です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【まるごとひふみ15】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	473,183,483	5.85
親投資信託受益証券	日本	7,576,807,888	93.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	40,128,551	0.50
合計(純資産総額)		8,090,119,922	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ひふみグローバル債券マザーファンド	7,472,148,228	0.9152	6,838,510,059	0.9175	6,855,695,999	84.74
2	日本	親投資信託受益証券	ひふみ投信マザーファンド	152,008,240	4.7011	714,605,938	4.7439	721,111,889	8.91
3	日本	投資信託受益証券	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	428,220,347	1.1193	479,307,034	1.105	473,183,483	5.85

（種類別および業種別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	5.85
親投資信託受益証券	93.65
合計	99.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年４月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産総額の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額（円）		1口当り純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末　(2022年 4月15日)	10,506,895,981	10,506,895,981	0.9589	0.9589
第2期計算期間末　(2023年 4月17日)	8,143,348,361	8,143,348,361	0.9178	0.9178
2022年 4月末日	10,358,800,928	―	0.9529	―
5月末日	10,141,673,427	―	0.9471	―
6月末日	9,677,139,971	―	0.9238	―

7月末日	9,354,239,417	—	0.9419	—
8月末日	9,170,714,042	—	0.9307	—
9月末日	8,710,216,602	—	0.8965	—
10月末日	8,641,592,466	—	0.8989	—
11月末日	8,634,487,182	—	0.9062	—
12月末日	8,274,377,269	—	0.8883	—
2023年 1月末日	8,248,191,464	—	0.9041	—
2月末日	8,208,134,099	—	0.9060	—
3月末日	8,184,652,561	—	0.9183	—
4月末日	8,090,119,922	—	0.9195	—

②【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円） （１口当り）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	0.0000
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	△4.1
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	△4.3

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）を控除した額を前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	19,946,581,472	8,989,198,565
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	4,539,785,932	6,624,283,351

(注)第１期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

【まるごとひふみ50】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	5,697,570,114	19.52
親投資信託受益証券	日本	23,341,510,701	79.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	143,743,539	0.49
合計(純資産総額)		29,182,824,354	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ひふみグローバル債券マザーファンド	15,836,699,830	0.9153	14,495,331,354	0.9175	14,530,172,094	49.79
2	日本	親投資信託受益証券	ひふみ投信マザーファンド	1,857,403,952	4.7010	8,731,655,979	4.7439	8,811,338,607	30.19
3	日本	投資信託受益証券	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	5,156,172,049	1.1193	5,771,303,374	1.105	5,697,570,114	19.52

（種類別および業種別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	19.52
親投資信託受益証券	79.98
合計	99.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年４月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産総額の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額（円）		1口当り純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末　（2022年 4月15日）	34,243,687,737	34,243,687,737	0.9575	0.9575
第2期計算期間末　（2023年 4月17日）	29,323,110,120	29,323,110,120	0.9411	0.9411
2022年 4月末日	33,702,250,786	—	0.9452	—
5月末日	33,370,192,320	—	0.9427	—
6月末日	32,121,145,538	—	0.9168	—
7月末日	32,511,950,458	—	0.9382	—
8月末日	32,156,936,913	—	0.9377	—
9月末日	30,614,289,023	—	0.8985	—
10月末日	31,096,743,666	—	0.9229	—
11月末日	30,688,312,538	—	0.9261	—
12月末日	29,139,859,103	—	0.8980	—
2023年 1月末日	29,502,248,060	—	0.9209	—
2月末日	29,093,055,117	—	0.9304	—
3月末日	29,030,641,292	—	0.9388	—
4月末日	29,182,824,354	—	0.9422	—

②【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円） （１口当り）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	0.0000
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	△4.3
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	△1.7

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）を控除した額を前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	42,994,254,053	7,231,758,208
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	3,303,753,799	7,908,992,238

(注)第１期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

【まるごとひふみ100】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	15,581,782,588	39.36
親投資信託受益証券	日本	23,812,899,354	60.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	193,954,723	0.49
合計(純資産総額)		39,588,636,665	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ひふみ投信マザーファンド	5,019,688,306	4.7010	23,597,554,727	4.7439	23,812,899,354	60.15
2	日本	投資信託受益証券	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	14,101,160,714	1.1193	15,783,429,187	1.105	15,581,782,588	39.36

（種類別および業種別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	39.36
親投資信託受益証券	60.15
合計	99.51

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
2023年４月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産総額の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額（円）		1口当り純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末　（2022年 4月15日）	48,574,410,590	48,574,410,590	0.9497	0.9497
第2期計算期間末　（2023年 4月17日）	39,935,649,280	39,935,649,280	0.9679	0.9679
2022年 4月末日	47,133,782,011	—	0.9285	—
5月末日	46,896,592,307	—	0.9305	—
6月末日	44,565,397,392	—	0.9011	—
7月末日	45,379,100,719	—	0.9271	—
8月末日	45,655,017,680	—	0.9415	—
9月末日	42,041,199,164	—	0.8956	—
10月末日	43,671,270,178	—	0.9516	—
11月末日	42,577,870,655	—	0.9488	—
12月末日	39,732,356,191	—	0.9055	—
2023年 1月末日	40,656,966,529	—	0.9386	—
2月末日	40,656,841,087	—	0.9595	—
3月末日	39,905,822,484	—	0.9610	—
4月末日	39,588,636,665	—	0.9679	—

②【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円）（１口当り）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	0.0000
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	△5.0
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	1.9

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）を控除した額を前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	2021年 3月30日～2022年 4月15日	63,497,741,065	12,352,692,950
第2期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	3,954,639,604	13,841,687,072

(注)第１期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）
ひふみグローバル債券マザーファンド（2023年４月末現在）
（１）投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	5,063,585,000	21.03
	アメリカ	4,226,077,435	17.55
	メキシコ	110,331,122	0.46
	イタリア	1,597,017,029	6.63
	フランス	273,814,784	1.14
	スペイン	1,582,322,579	6.57
	ベルギー	232,541,232	0.97
	小計	13,085,689,181	54.34
地方債証券	オーストラリア	440,130,672	1.83
特殊債券	アメリカ	2,098,254,231	8.71
	中国	694,318,400	2.88
	国際機関	261,022,525	1.08
	小計	3,053,595,156	12.67
社債券	日本	1,086,371,154	4.51
	アメリカ	4,213,638,413	17.50
	スイス	401,504,742	1.67
	小計	5,701,514,309	23.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,801,369,109	7.48
合計(純資産総額)		24,082,298,427	100.00

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	第７７回利付国債（３０年）	2,600,000,000	106.31	2,764,060,000	108.86	2,830,464,000	1.6	2052/12/20	11.75
2	アメリカ	国債証券	UST 1.875 02/15/41	19,000,000	9,992.68	1,898,610,150	9,950.76	1,890,646,181	1.875	2041/2/15	7.85
3	イタリア	国債証券	BTPS 4.4 05/01/33	10,700,000	15,002.37	1,605,253,975	14,925.39	1,597,017,029	4.4	2033/5/1	6.63
4	スペイン	国債証券	SPGB 3.15 04/30/33	11,000,000	14,411.54	1,585,270,055	14,384.75	1,582,322,579	3.15	2033/4/30	6.57
5	アメリカ	特殊債券	G2SF 5.5 5/23 Mtge TBA	8,000,000	13,525.64	1,082,051,859	13,472.72	1,077,818,354	5.5	2052/10/20	4.48
6	日本	国債証券	第１５回利付国債（４０年）	1,100,000,000	87.23	959,581,000	89.81	987,965,000	1	2062/3/20	4.10
7	日本	国債証券	第１８３回利付国債（２０年）	900,000,000	105.02	945,189,000	107.35	966,222,000	1.4	2042/12/20	4.01
8	アメリカ	社債券	BAC Float 09/22/26	6,000,000	14,700.37	882,022,320	14,704.81	882,288,792	3.892	2026/9/22	3.66
9	アメリカ	国債証券	UST 1.75 08/15/41	8,500,000	9,661.55	821,231,883	9,625.92	818,203,478	1.75	2041/8/15	3.40
10	日本	社債券	SUMIBK Float 01/14/27	6,000,000	13,133.50	788,010,317	13,133.38	788,003,154	5.76298	2027/1/14	3.27
11	アメリカ	国債証券	UST 2.25 05/15/41	7,000,000	10,598.36	741,885,604	10,566.92	739,685,034	2.25	2041/5/15	3.07
12	アメリカ	国債証券	UST 3.875 12/31/27	5,000,000	13,541.95	677,097,898	13,543.30	677,165,298	3.875	2027/12/31	2.81

13	アメリカ	特殊債券	G2SF 4.5 5/23 Mtge TBA	4,000,000	13,156.26	526,250,685	13,110.15	524,406,398	4.5	2052/7/20	2.17
14	アメリカ	特殊債券	FNCL 3.5 5/23 Mtge TBA	4,000,000	12,433.22	497,328,877	12,400.73	496,029,479	3.5	2052/3/25	2.05
15	アメリカ	社債券	GS Float 09/23/27	3,000,000	14,663.36	439,900,860	14,663.36	439,900,860	3.908	2027/9/23	1.82
16	アメリカ	社債券	C Float 05/24/25	3,000,000	13,432.98	402,989,561	13,437.81	403,134,421	6.163711	2025/5/24	1.67
17	アメリカ	社債券	JPM Float 04/26/26	3,000,000	13,407.63	402,229,044	13,422.38	402,671,673	5.965978	2026/4/26	1.67
18	スイス	社債券	UBS Float 05/12/26	3,000,000	13,378.12	401,343,786	13,383.49	401,504,742	6.353599	2026/5/12	1.66
19	アメリカ	社債券	MS Float 04/17/25	3,000,000	13,372.76	401,182,830	13,375.44	401,263,308	6.050227	2025/4/17	1.66
20	アメリカ	社債券	MS Float 02/18/26	3,000,000	13,125.96	393,778,854	13,194.36	395,831,043	5.738114	2026/2/18	1.64
21	アメリカ	社債券	JPM Float 04/22/27	3,000,000	13,325.81	399,774,465	13,187.66	395,629,848	5.764444	2027/4/22	1.64
22	中国	特殊債券	SDBC 3.09 08/09/28	20,000,000	1,957.98	391,597,614	1,958.98	391,797,213	3.09	2028/8/9	1.62
23	アメリカ	社債券	C Float 06/09/27	3,000,000	13,022.68	390,680,451	12,973.05	389,191,608	5.59839	2027/6/9	1.61
24	中国	特殊債券	SDBC 3.65 05/21/29	15,000,000	2,014.86	302,229,331	2,016.80	302,521,187	3.65	2029/5/21	1.25
25	日本	社債券	第２１回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順	300,000,000	99.31	297,933,000	99.45	298,368,000	0.1	2026/9/18	1.23
26	アメリカ	社債券	ＢＥＲＫＳＨＩＲＥ ＨＡＴＨＡＷＡＹ Ｉ ＮＣ ０．４７２ ０	300,000,000	93.28	279,849,000	93.13	279,402,000	0.472	2032/1/23	1.16
27	日本	国債証券	第１７６回利付国債（２０年）	300,000,000	91.08	273,258,000	92.97	278,934,000	0.5	2041/3/20	1.15
28	フランス	国債証券	FRTR 2 11/25/32	2,000,000	13,698.14	273,962,824	13,690.73	273,814,784	2	2032/11/25	1.13
29	ベルギー	国債証券	BGB 0.35 06/22/32	2,000,000	11,644.82	232,896,528	11,627.06	232,541,232	0.35	2032/6/22	0.96
30	アメリカ	社債券	AAPL 1.65 02/08/31	2,000,000	11,218.47	224,369,498	11,216.24	224,324,860	1.65	2031/2/8	0.93

（種類別および業種別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	54.34
地方債証券	1.83
特殊債券	12.67
社債券	23.68
合計	92.52

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	売建	20	日本円	2,947,000,000	2,972,000,000	△12.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	62,245,606.87	8,297,339,395	8,325,349,918	△34.57
	ユーロ	売建	34,463,190.80	5,047,710,058	5,088,228,557	△21.12

	オーストラリアドル	売建	4,991,440.00	446,484,308	443,189,957	△1.84

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

ひふみ投信マザーファンド（2023年４月末現在）

（１）投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	643,542,229,790	87.93
	アメリカ	32,116,033,548	4.39
	ドイツ	3,837,196,800	0.52
	フィリピン	2,703,135,152	0.37
	イスラエル	1,938,983,280	0.26
	小計	684,137,578,570	93.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	47,758,350,051	6.53
合計(純資産総額)		731,895,928,621	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	楽天銀行	銀行業	9,159,900	1,926.55	17,647,011,749	1,815.00	16,625,218,500	2.27
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,212,200	11,478.71	13,914,496,454	12,830.00	15,552,526,000	2.12
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,269,500	3,906.00	12,770,667,000	4,149.00	13,565,155,500	1.85
4	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	4,955,100	2,565.00	12,709,831,500	2,720.00	13,477,872,000	1.84
5	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	826,000	14,645.27	12,096,995,936	15,495.00	12,798,870,000	1.75
6	日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	4,496,800	2,221.00	9,987,392,800	2,803.00	12,604,530,400	1.72
7	日本	株式	味の素	食料品	2,359,200	3,962.00	9,347,150,400	4,885.00	11,524,692,000	1.57
8	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	13,348,900	704.75	9,407,637,275	852.90	11,385,276,810	1.56
9	日本	株式	ＧＭＯペイメントゲートウェイ	情報・通信業	1,053,400	10,206.93	10,751,984,912	10,590.00	11,155,506,000	1.52
10	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	4,345,700	2,437.33	10,591,927,455	2,514.50	10,927,262,650	1.49
11	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	2,034,000	3,941.00	8,015,994,000	4,799.00	9,761,166,000	1.33
12	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,661,100	4,395.72	7,301,730,492	5,549.00	9,217,443,900	1.26
13	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・サービス	225,000	36,710.19	8,259,792,837	40,886.84	9,199,540,778	1.26
14	日本	株式	日本航空	空運業	3,143,200	2,599.69	8,171,354,788	2,586.00	8,128,315,200	1.11
15	日本	株式	ＴＩＳ	情報・通信業	2,177,600	3,845.04	8,372,959,104	3,720.00	8,100,672,000	1.11
16	日本	株式	ＳＭＣ	機械	117,700	60,655.18	7,139,115,567	67,750.00	7,974,175,000	1.09
17	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,765,600	3,733.26	6,591,443,856	4,492.00	7,931,075,200	1.08
18	日本	株式	メルカリ	情報・通信業	3,258,700	2,072.71	6,754,356,269	2,318.00	7,553,666,600	1.03
19	アメリカ	株式	CORTEVA, INC	素材	880,000	8,223.47	7,236,655,394	8,137.66	7,161,147,048	0.98
20	日本	株式	光通信	情報・通信業	365,800	18,215.87	6,663,365,712	18,480.00	6,759,984,000	0.92
21	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	470,700	13,985.83	6,583,133,215	14,210.00	6,688,647,000	0.91

22	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	1,136,700	6,260.00	7,115,742,000	5,800.00	6,592,860,000	0.90
23	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	1,340,500	4,184.90	5,609,858,450	4,889.00	6,553,704,500	0.90
24	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	614,500	8,416.55	5,171,969,975	10,540.00	6,476,830,000	0.88
25	日本	株式	ジャパンマテリアル	サービス業	3,134,400	1,848.00	5,792,371,200	2,031.00	6,365,966,400	0.87
26	日本	株式	プレミアムウォーターホールディングス	食料品	2,616,700	2,318.01	6,065,544,548	2,419.00	6,329,797,300	0.86
27	日本	株式	ＥＮＥＯＳホールディングス	石油・石炭製品	12,930,400	477.83	6,178,533,032	482.00	6,232,452,800	0.85
28	日本	株式	クレハ	化学	728,400	8,976.90	6,538,781,003	8,400.00	6,118,560,000	0.84
29	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY, INC	公益事業	600,000	10,263.49	6,158,097,150	10,173.76	6,104,256,300	0.83
30	日本	株式	九電工	建設業	1,679,300	2,758.99	4,633,182,516	3,615.00	6,070,669,500	0.83

（種類別および業種別投資比率）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	0.34
		建設業	4.07
		食料品	5.08
		繊維製品	1.17
		パルプ・紙	0.15
		化学	4.59
		医薬品	0.34
		石油・石炭製品	1.34
		ゴム製品	0.38
		ガラス・土石製品	0.11
		非鉄金属	0.29
		金属製品	0.26
		機械	4.20
		電気機器	10.71
		輸送用機器	0.74
		精密機器	3.22
		その他製品	0.78
		陸運業	3.20
		空運業	1.11
		倉庫・運輸関連業	0.59
		情報・通信業	12.02
		卸売業	3.44
		小売業	4.82
		銀行業	10.13
		証券、商品先物取引業	0.12
		保険業	4.01

		その他金融業	1.95
		不動産業	2.41
		サービス業	6.34
	外国	エネルギー	0.21
		素材	0.98
		資本財	0.63
		自動車・自動車部品	0.31
		消費者サービス	0.37
		ヘルスケア機器・サービス	0.43
		ソフトウェア・サービス	1.26
		公益事業	0.83
		半導体・半導体製造装置	0.52
合計			93.47

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）（2023年４月末現在）
（１）投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	21,854,917,889	99.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	62,089,641	0.28
合計(純資産総額)		21,917,007,530	100.00

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ひふみワールドマザーファンド	13,008,879,696	1.6955	22,057,820,687	1.6800	21,854,917,889	99.72

（種類別および業種別投資比率）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.72
合計	99.72

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

ひふみワールドマザーファンド（2023年４月末現在）

（１）投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	187,730,677,737	67.42
	ブラジル	748,770,665	0.27
	ドイツ	15,132,285,320	5.43
	イタリア	7,820,413,349	2.81
	フランス	6,610,646,983	2.37
	オランダ	4,281,493,843	1.54
	ベルギー	829,696,836	0.30
	オーストリア	1,217,520,931	0.44
	アイルランド	5,335,018,067	1.92
	イギリス	7,239,352,388	2.60
	スイス	8,524,592,926	3.06
	スウェーデン	968,576,461	0.35
	ノルウェー	1,799,677,566	0.65
	デンマーク	1,632,342,652	0.59
	オーストラリア	1,379,545,920	0.50
	フィリピン	4,608,712	0.00
	台湾	5,885,612,541	2.11
	中国	8,991,591,235	3.23
	イスラエル	1,211,864,550	0.44
	小計	267,344,288,682	96.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,109,326,642	3.99
合計(純資産総額)		278,453,615,324	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	MOTOROLA SOLUTIONS, INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	199,000	36,271.43	7,218,015,485	39,387.27	7,838,067,625	2.81
2	イタリア	株式	FERRARI NV	自動車・自動車部品	194,600	35,626.26	6,932,872,006	37,320.33	7,262,536,452	2.61
3	ドイツ	株式	DR. ING. H.C. F. PORSCHE AG	自動車・自動車部品	399,400	16,969.85	6,777,761,255	16,802.54	6,710,934,476	2.41
4	アメリカ	株式	TETRA TECH, INC	商業・専門サービス	356,300	19,792.22	7,051,968,984	18,495.18	6,589,834,665	2.37
5	アメリカ	株式	PALO ALTO NETWORKS, INC.	ソフトウェア・サービス	245,700	22,820.87	5,607,089,774	24,830.14	6,100,766,774	2.19
6	アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	105,600	56,598.83	5,976,837,092	57,563.23	6,078,677,172	2.18
7	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	472,000	11,949.64	5,640,230,882	12,747.71	6,016,921,574	2.16
8	スイス	株式	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	耐久消費財・アパレル	250,172	21,386.40	5,350,278,461	22,399.44	5,603,712,704	2.01

9	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC	ソフトウェア・サービス	144,400	38,196.20	5,515,531,294	36,946.10	5,335,018,067	1.92
10	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・サービス	125,900	36,506.16	4,596,125,809	40,886.84	5,147,654,151	1.85
11	アメリカ	株式	SENTINELONE, INC	ソフトウェア・サービス	2,179,300	2,233.26	4,866,953,324	2,285.57	4,980,954,033	1.79
12	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	1,009,020	5,345.08	5,393,298,142	4,796.49	4,839,760,394	1.74
13	アメリカ	株式	THE HERSHEY CO	食品・飲料・タバコ	125,900	32,043.65	4,034,296,416	36,661.75	4,615,714,690	1.66
14	アメリカ	株式	AMAZON.COM, INC	一般消費財・サービス流通・小売り	296,000	13,372.76	3,958,337,256	14,730.15	4,360,126,354	1.57
15	中国	株式	BYD CO LTD -A	自動車・自動車部品	821,901	5,418.21	4,453,234,203	5,007.77	4,115,892,584	1.48
16	アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYSTEMS, INC	ソフトウェア・サービス	140,100	26,703.94	3,741,222,232	27,880.26	3,906,024,678	1.40
17	アメリカ	株式	BUNGE LTD	食品・飲料・タバコ	292,000	13,407.63	3,915,029,361	12,432.50	3,630,292,832	1.30
18	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	57,000	61,880.87	3,527,209,903	60,940.62	3,473,615,579	1.25
19	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	147,300	23,640.73	3,482,279,725	22,167.66	3,265,297,069	1.17
20	アメリカ	株式	WOLFSPEED, INC	半導体・半導体製造装置	517,300	10,853.79	5,614,670,533	6,169.98	3,191,730,654	1.15
21	アメリカ	株式	DECKERS OUTDOOR CORPORATION	耐久消費財・アパレル	48,000	58,213.10	2,794,228,949	63,758.69	3,060,417,384	1.10
22	アメリカ	株式	CHOICE HOTELS INTERNATIONAL, INC	消費者サービス	178,000	16,864.16	3,001,821,352	16,890.99	3,006,596,380	1.08
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	112,600	22,796.73	2,566,912,339	26,281.43	2,959,289,266	1.06
24	アメリカ	株式	O'REILLY AUTOMOTIVE, INC	一般消費財・サービス流通・小売り	23,900	115,485.93	2,760,113,727	122,818.81	2,935,369,729	1.05
25	ドイツ	株式	MTU AERO ENGINES AG	資本財	82,248	32,272.71	2,654,366,674	35,129.89	2,889,363,357	1.04
26	アメリカ	株式	POWERSCHOOL HOLDINGS, INC	消費者サービス	1,005,300	3,129.29	3,145,880,581	2,812.70	2,827,613,442	1.02
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	半導体・半導体製造装置	33,500	90,870.39	3,044,158,145	84,399.96	2,827,398,700	1.02
28	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY,INC	半導体・半導体製造装置	334,000	8,433.08	2,816,650,849	8,302.64	2,773,084,098	1.00
29	アメリカ	株式	BILL HOLDINGS, INC	ソフトウェア・サービス	261,500	13,018.65	3,404,379,014	10,507.74	2,747,775,108	0.99
30	アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	242,100	11,533.83	2,792,342,350	11,109.98	2,689,728,071	0.97

（種類別および業種別投資比率）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	2.80
		資本財	11.41
		商業・専門サービス	3.07
		運輸	0.46
		自動車・自動車部品	9.45
		耐久消費財・アパレル	4.25
		消費者サービス	3.89
		メディア・娯楽	2.71

		一般消費財・サービス流通・小売り	3.98
		生活必需品流通・小売り	0.74
		食品・飲料・タバコ	6.05
		家庭用品・パーソナル用品	0.38
		ヘルスケア機器・サービス	3.43
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.74
		銀行	0.45
		金融サービス	1.64
		保険	1.07
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.00
		ソフトウェア・サービス	20.68
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.60
		電気通信サービス	0.82
		公益事業	1.14
		半導体・半導体製造装置	11.18
合計			96.01

②投資不動産物件
　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
　該当事項はありません。

＜参考情報＞

運用実績

2023年4月28日現在

最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。
運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

まるごとひふみ15

■ 基準価額・純資産の推移(2021年3月30日(設定日)～2023年4月28日)

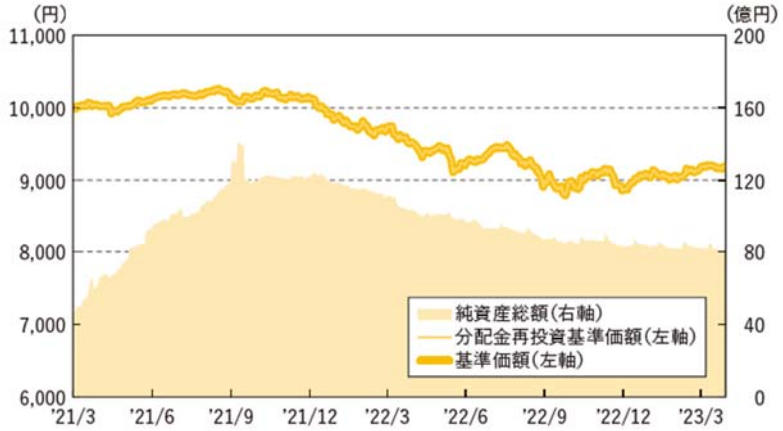

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※基準価額は1万口当りの金額です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
第2期 (2023年4月17日)	0円
第1期 (2022年4月15日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当り、税引前です。

■ 主要な資産の状況

ファンド名	比率（%）
ひふみグローバル債券マザーファンド	84.74
ひふみ投信マザーファンド	8.91
ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）	5.85
現金等	0.50
合計	100.00

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。
※2021年はまるごとひふみ15の設定日(2021年3月30日)から年末までの収益率、2023年は4月28日までの収益率を表示しています。
※まるごとひふみ15にベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。

まるごとひふみ50

■ 基準価額・純資産の推移(2021年3月30日(設定日)～2023年4月28日)

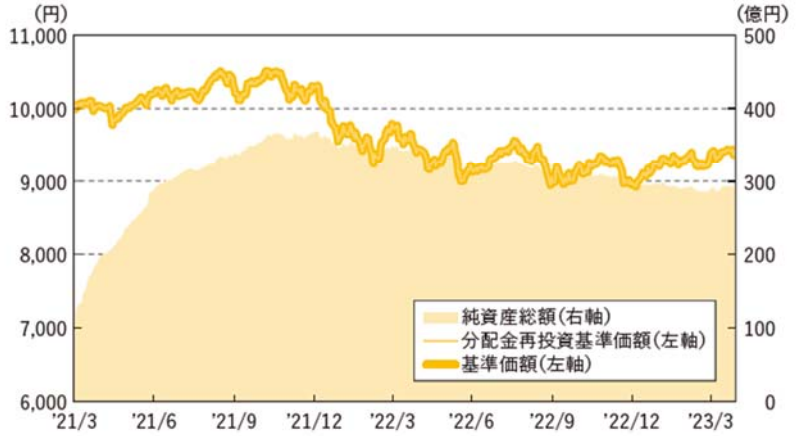

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※基準価額は1万口当りの金額です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
第2期 (2023年4月17日)	0円
第1期 (2022年4月15日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当り、税引前です。

■ 主要な資産の状況

ファンド名	比率(%)
ひふみグローバル債券マザーファンド	49.79
ひふみ投信マザーファンド	30.19
ひふみワールドファンドFOFs用(適格機関投資家専用)	19.52
現金等	0.49
合計	100.00

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。
※2021年はまるごとひふみ50の設定日(2021年3月30日)から年末までの収益率、2023年は4月28日までの収益率を表示しています。
※まるごとひふみ50にベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。

まるごとひふみ100

■ 基準価額・純資産の推移(2021年3月30日(設定日)～2023年4月28日)

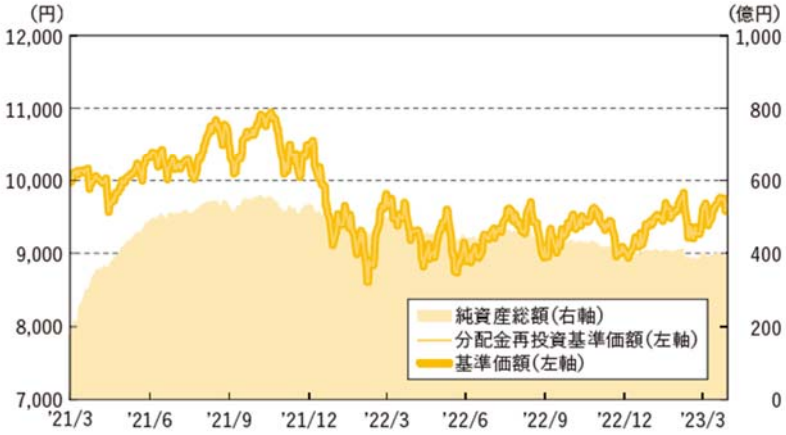

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※基準価額は1万口当りの金額です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
第2期 (2023年4月17日)	0円
第1期 (2022年4月15日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当り、税引前です。

■ 主要な資産の状況

ファンド名	比率 (%)
ひふみ投信マザーファンド	60.15
ひふみワールドファンドFOFs用 (適格機関投資家専用)	39.36
現金等	0.49
合計	100.00

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。
※2021年はまるごとひふみ100の設定日(2021年3月30日)から年末までの収益率、2023年は4月28日までの収益率を表示しています。
※まるごとひふみ100にベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。

ひふみ投信マザーファンド 主要な資産の状況

◆ 資産別比率

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	87.93
	海外	5.55
現金・預金・その他資産(負債控除後)		6.53
合計		100.00

◆ 組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	情報・通信業	12.02
2	電気機器	10.71
3	銀行業	10.13
4	サービス業	6.34
5	食料品	5.08
6	小売業	4.82
7	化学	4.59
8	機械	4.20
9	建設業	4.07
10	保険業	4.01

◆ 組入上位10銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	5838	楽天銀行	銀行業	2.27
2	6758	ソニーグループ	電気機器	2.12
3	9432	日本電信電話	情報・通信業	1.85
4	8766	東京海上ホールディングス	保険業	1.84
5	8035	東京エレクトロン	電気機器	1.75
6	3774	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	1.72
7	2802	味の素	食料品	1.57
8	8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	1.56
9	3769	ＧＭＯペイメントゲートウェイ	情報・通信業	1.52
10	8750	第一生命ホールディングス	保険業	1.49

※比率はいずれも純資産総額に対する割合です。
※「組入上位10業種」は国内株式における上位業種を表示しています。「組入上位10銘柄」は個別銘柄の売買を推奨するものではありません。

ひふみワールドマザーファンド 主要な資産の状況

ひふみワールドファンドFOFs用(適格機関投資家専用)は、ひふみワールドマザーファンドを高位に組み入れています。

◆ 資産別比率

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	67.42
	ドイツ	5.43
	中国	3.23
	スイス	3.06
	イタリア	2.81
	その他	14.06
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3.99
合計		100.00

◆ 組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	ソフトウェア・サービス	20.68
2	資本財	11.41
3	半導体・半導体製造装置	11.18
4	自動車・自動車部品	9.45
5	食品・飲料・タバコ	6.05
6	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.60
7	耐久消費財・アパレル	4.25
8	一般消費財・サービス流通・小売り	3.98
9	消費者サービス	3.89
10	ヘルスケア機器・サービス	3.43

◆ 組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	業種	国・地域	比率(%)
1	MOTOROLA SOLUTIONS, INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	2.81
2	FERRARI NV	株式	自動車・自動車部品	イタリア	2.61
3	DR. ING. H.C. F. PORSCHE AG	株式	自動車・自動車部品	ドイツ	2.41
4	TETRA TECH, INC	株式	商業・専門サービス	アメリカ	2.37
5	PALO ALTO NETWORKS, INC	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	2.19
6	INTUIT INC	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	2.18
7	ORACLE CORPORATION	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	2.16
8	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	株式	耐久消費財・アパレル	スイス	2.01
9	ACCENTURE PLC	株式	ソフトウェア・サービス	アイルランド	1.92
10	MICROSOFT CORPORATION	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.85

※比率はいずれも純資産総額に対する割合です。　※国・地域は原則として発行国を表示しています。
※業種は原則としてGICS(世界産業分類基準)の産業グループ分類に準じて表示しています。
※「組入上位10業種」は株式における上位業種を表示しています。「組入上位10銘柄」は個別銘柄の売買を推奨するものではありません。

ひふみグローバル債券マザーファンド 主要な資産の状況

◆ 種別比率

資産の種類	国	比率(%)
国債証券	日本	21.03
	アメリカ	17.55
	その他	15.76
地方債証券	オーストラリア	1.83
特殊債券	アメリカ	8.71
	その他	3.97
社債券	アメリカ	17.50
	その他	6.18
現金・預金・その他資産(負債控除後)		7.48
合計		100.00

その他資産

資産の種類	国	比率(%)
債券先物取引	日本	-12.34

◆ 組入上位5銘柄

	銘柄名	種類	国	通貨	償還日	比率(%)
1	第77回利付国債(30年)	国債	日本	日本円	2052/12/20	11.75
2	US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	2041/2/15	7.85
3	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	国債	イタリア	ユーロ	2033/5/1	6.63
4	SPAIN GOVERNMENT BOND	国債	スペイン	ユーロ	2033/4/30	6.57
5	G2SF 5.5 5/23 Mtge	住宅ローン担保証券	アメリカ	米ドル	2052/10/20	4.48

※比率はいずれも純資産総額に対する割合です。
※国は原則として発行国を表示しています。
※「組入上位5銘柄」は現物資産について表示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込取扱場所
申込期間中、販売会社にて申込みを取り扱います。
販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。
販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社　営業部 ０３－６２６６－０１２９ 〈受付時間〉　営業日の午前９時～午後５時 ホームページアドレス　https://www.rheos.jp/

（２）申込単位
お申込単位は、販売会社が定める単位とします。販売会社により異なりますので、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（３）申込価額
お買付口数の計算に用いる受益権のお申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。
当ファンドの基準価額については、販売会社または（１）申込取扱場所の照会先までお問い合わせ（ホームページおよびお電話）ください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、１万口当たりの価額で掲載されます。

（４）受渡方法
お客様は、お申し込みの販売会社が定める日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（５）申込手数料
申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.30％（税抜3.00％）を上限として販売会社が定める手数料率※を乗じて得た額とします。
「自動けいぞく投資コース」（分配金再投資）の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。
※ 当該手数料率は、販売会社にお問い合わせください。

（６）申込受付日
原則として、営業日の15時までとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、香港証券取引所、香港の銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日（販売会社の休業日を除きます。）には、受益権の取得の申込みの受付けは行ないません。
また、受付時間を過ぎてからの取得のお申込みやニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、香港証券取引所、香港の銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日のお申込みは、翌営業日のお取扱いとなります。

（７）クーリング・オフ非適用
当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。

（８）申込の受付中止および取消
金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で当ファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

（９）振替機関等の口座の提示等
当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金のお支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
受託会社は、当初申込期間に係る受益権については、信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込み
当ファンドのお客様（受益者）は、販売会社に対し、その毎営業日に、受益権の換金のお申込みをすることができます。
なお、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、香港証券取引所、香港の銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日（販売会社の休業日を除きます。）には、換金の申込みの受付けは行ないません。
申込受付中止日は、販売会社にお問合わせください。

（２）換金方法
解約（一部解約の実行請求）制度により、ご換金いただけます。

（３）換金取扱期間と受付時間
換金のお申込受付時間については、毎営業日の９時から15時までとします（解約請求を受け付けた日を「解約請求受付日」といいます。）。
ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
受付時間を過ぎてからの換金お申込みやニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、香港証券取引所、香港の銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日のお申込みは、翌営業日のお取扱いとなります。

（４）大口換金の制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、当ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金（一部解約）の金額に制限を設ける場合や換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付時間に制限を設ける場合があります。

（５）換金の請求単位等
お客様（受益者）は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位

をもって、解約の請求をすることができます。解約単位につきましては、販売会社へお問い合わせください。

（６）解約価額

換金口数（一部解約口数）の計算には、原則として、換金お申込受付日の翌営業日の基準価額を用います。

なお、税金についての詳細は、「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、販売会社または「(10)問い合わせ先」の照会先にお問い合わせ（ホームページおよびお電話）ください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、１万口当たりの価額で掲載されます。

（７）信託財産留保額

ありません。

（８）受渡方法

換金代金は、解約請求受付日から起算して６営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

（９）換金の受付中止および取消

金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付けを取り消す場合があります。

また、換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付けが中止された場合には、お客様（受益者）は、当該受付け中止以前に行なった当日の換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回できます。ただし、お客様（受益者）がその換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のご請求（一部解約の実行の請求）を受け付けたものとします。

換金のご請求（一部解約の実行の請求）をされるお客様（受益者）は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様（受益者）のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（１０）問い合わせ先

当ファンドの換金（解約）手続等についてご不明の点がある場合には、販売会社までお問い合わせください。

販売会社につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先	**レオス・キャピタルワークス株式会社　営業部** **０３－６２６６－０１２９** **〈受付時間〉営業日の９時～１７時** **ホームページアドレス**　https://www.rheos.jp/

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

②有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

（注）投資対象とする投資信託証券に属する主な資産の評価方法は次のとおりです。

国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場で評価します。

海外株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2

（１）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（２）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）

（３）価格情報会社の提供する価額

※１外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※２残存期間　１　年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

③基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しております。

当ファンドの基準価額については、次の照会先へのお問い合わせ（ホームページおよびお電話）により、ご確認いただけます。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、１万口当たりの価額で掲載されます。

照会先	**レオス・キャピタルワークス株式会社　営業部** **０３－６２６６－０１２９** **〈受付時間〉営業日の９時～１７時** **ホームページアドレス**　https://www.rheos.jp/

④追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項は、ありません。

（３）【信託期間】
当ファンドの信託期間は、証券投資信託契約締結日（2021年３月30日）から無期限ですが、下記「(５)その他　①信託の終了」の規定に該当する場合には、それぞれの規定に基づく信託終了の日までとします。

（４）【計算期間】
原則として、毎年４月16日から翌年４月15日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】
①信託の終了
イ．委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
ⅰ 信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回ることとなった場合
ⅱ この信託契約を解約することがお客様（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき委託会社は、上記にしたがい信託を終了させる場合には、次の手続により行ないます。
（イ）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
（ロ）前記（イ）の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客様（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様（受益者）は、書面決議について賛成するものとみなします。
（ハ）前記（イ）の書面決議は、議決権を行使することができるお客様（受益者）の議決権の３分の２以上に当る多数をもって行ないます。
（ニ）前記（イ）から（ハ）までの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
（ⅰ）信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（イ）から（ハ）までの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合
（ⅱ）委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
ロ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
ハ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」のハの書面決議に反対のお客様（受益者）の議決権の数が３分の２を超えるときに該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。
ニ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②信託約款の変更
イ．委託会社は、お客様（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生

したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前項のうち、重大な事項について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託約款の変更の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前項の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。
なお、知れているお客様（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様（受益者）は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客様（受益者）の議決権の３分の２以上に当る多数をもって行ないます。

ホ．上記ハおよびニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロからニまでの規定による手続を行なうことが困難な場合についても同様とします。

③運用報告書等の作成

委託会社は、当ファンドの毎計算期間の末日および償還時に、期中の運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れているお客様（受益者）に対して交付します。
委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、電磁的な方法により、お客様（受益者）に提供します。ただし、お客様（受益者）から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

④信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社またはお客様（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥公告

委託会社がお客様（受益者）に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.rheos.jp/
電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させること

があります。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑨スイッチング

各ファンド間でスイッチングができる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金および償還金にかかる請求権

お客様（受益者）は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則取得申込者とします。）に原則として決算日から起算して５営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払いのため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に原則として信託終了日から起算して５営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社において行なうものとします。受益者が、収益分配金については支払い開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②換金(解約)請求権

イ．お客様（受益者）は、自己の有する受益権について、換金をご請求になる権利（一部解約実行請求権）を有します。

ロ．一部解約実行請求をなさるお客様（受益者）は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様（受益者）のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

ハ．一部解約金は、お客様（受益者）の換金のご請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目からお客様（受益者）にお支払いします。

③繰上償還および重大な約款変更に関する書面決議権

お客様（受益者）は、「当ファンド」が繰上償還、信託約款の重大な変更または併合（併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）に対して、お持ちの受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

④反対者の買取請求権

「当ファンド」は、お客様（受益者）が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様（受益者）に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

お客様（受益者）は、委託会社に対し、そのお客様（受益者）に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。ただし、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

イ．他のお客様（受益者）の氏名または名称および住所

ロ．他のお客様（受益者）が有する受益権の内容

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
尚、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第2期計算期間（2022年　4月16日から2023年　4月17日まで）の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年６月23日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　猿渡　裕子

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　後藤　秀洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているまるごとひふみ１５の2022年４月16日から2023年４月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、まるごとひふみ１５の2023年４月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【まるごとひふみ１５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	125,300,187	382,777,406
投資信託受益証券	631,421,064	488,847,036
親投資信託受益証券	9,823,375,983	7,614,238,929
未収入金	47,365,000	18,220,000
流動資産合計	10,627,462,234	8,504,083,371
資産合計	10,627,462,234	8,504,083,371
負債の部		
流動負債		
未払解約金	77,169,987	332,482,509
未払受託者報酬	1,426,672	925,115
未払委託者報酬	41,373,416	26,828,425
未払利息	62	195
その他未払費用	596,116	498,766
流動負債合計	120,566,253	360,735,010
負債合計	120,566,253	360,735,010
純資産の部		
元本等		
元本	※1 10,957,382,907	※1 8,872,885,488
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △450,486,926	※2 △729,537,127
（分配準備積立金）	－	76,735,098
元本等合計	10,506,895,981	8,143,348,361
純資産合計	※3 10,506,895,981	※3 8,143,348,361
負債純資産合計	10,627,462,234	8,504,083,371

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2021年 3月30日 至　2022年 4月15日	第2期 自　2022年 4月16日 至　2023年 4月17日
営業収益		
受取利息	133	188
有価証券売買等損益	△484,418,386	△385,817,036
営業収益合計	△484,418,253	△385,816,848
営業費用		
支払利息	28,573	19,240
受託者報酬	2,384,969	1,995,544
委託者報酬	69,164,079	57,870,837
その他費用	596,116	498,766
営業費用合計	72,173,737	60,384,387
営業利益又は営業損失（△）	△556,591,990	△446,201,235
経常利益又は経常損失（△）	△556,591,990	△446,201,235
当期純利益又は当期純損失（△）	△556,591,990	△446,201,235
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△38,424,931	△226,934,936
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△450,486,926
剰余金増加額又は欠損金減少額	126,559,168	318,696,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	318,696,137
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	126,559,168	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,879,035	378,480,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,879,035	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	378,480,039
分配金	※1　－	※1　－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△450,486,926	△729,537,127

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 10,957,382,907口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 8,872,885,488口
※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 450,486,926円	※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 729,537,127円
※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9589円 (10,000口当りの純資産額 9,589円)	※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9178円 (10,000口当りの純資産額 9,178円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
※1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額 A	－円	76,735,098円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B	－円	－円
収益調整金額 C	6,640,768円	11,376,677円
分配準備積立金額 D	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	6,640,768円	88,111,775円
当ファンドの期末残存口数 F	10,957,382,907口	8,872,885,488口
10,000口当り収益分配対象額 G=E/F×10,000	6円	99円
10,000口当り分配金額 H	－円	－円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	－円	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式・国内債券・外国債券に投資する親投資信託受益証券並びに外国株式に投資している投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、国内株式・国内債券・外国債券に投資する親投資信託受益証券並びに外国株式に投資する投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第1期 2022年 4月15日現在		第2期 2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	4,665,281,010円	期首元本額	10,957,382,907円
期中追加設定元本額	15,281,300,462円	期中追加設定元本額	4,539,785,932円
期中一部解約元本額	8,989,198,565円	期中一部解約元本額	6,624,283,351円

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期（自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	20,405,702
親投資信託受益証券	△498,055,496
合計	△477,649,794

第2期（自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,165,474
親投資信託受益証券	△262,500,269
合計	△244,334,795

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	436,743,533	488,847,036	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：6.0%	436,743,533	488,847,036 100.0%	
	合計			488,847,036	
親投資信託受益証券	日本円	ひふみグローバル債券マザーファンド	7,515,274,702	6,878,730,934	
		ひふみ投信マザーファンド	156,457,774	735,507,995	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：93.5%	7,671,732,476	7,614,238,929 100.0%	
	合計			7,614,238,929	
合計				8,103,085,965	

（注）１．比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

２．投資信託受益証券、親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年６月23日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　猿渡　裕子

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　後藤　秀洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているまるごとひふみ５０の2022年４月16日から2023年４月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、まるごとひふみ５０の2023年４月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【まるごとひふみ５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	390,772,060	325,364,828
投資信託受益証券	6,986,845,839	5,872,513,795
親投資信託受益証券	27,086,364,639	23,307,219,604
未収入金	88,183,000	85,720,000
流動資産合計	34,552,165,538	29,590,818,227
資産合計	34,552,165,538	29,590,818,227
負債の部		
流動負債		
未払解約金	128,935,343	128,225,815
未払受託者報酬	4,201,227	3,258,647
未払委託者報酬	174,351,037	135,233,480
未払利息	194	165
その他未払費用	990,000	990,000
流動負債合計	308,477,801	267,708,107
負債合計	308,477,801	267,708,107
純資産の部		
元本等		
元本	※1 35,762,495,845	※1 31,157,257,406
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △1,518,808,108	※2 △1,834,147,286
（分配準備積立金）	－	150,966,426
元本等合計	34,243,687,737	29,323,110,120
純資産合計	※3 34,243,687,737	※3 29,323,110,120
負債純資産合計	34,552,165,538	29,590,818,227

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2021年 3月30日 至　2022年 4月15日	第2期 自　2022年 4月16日 至　2023年 4月17日
営業収益		
受取利息	409	857
有価証券売買等損益	△1,515,661,522	△375,800,050
営業収益合計	△1,515,661,113	△375,799,193
営業費用		
支払利息	64,821	52,740
受託者報酬	7,089,226	6,873,459
委託者報酬	294,203,027	285,248,149
その他費用	990,000	990,000
営業費用合計	302,347,074	293,164,348
営業利益又は営業損失（△）	△1,818,008,187	△668,963,541
経常利益又は経常損失（△）	△1,818,008,187	△668,963,541
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,818,008,187	△668,963,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	24,714,789	△238,687,507
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△1,518,808,108
剰余金増加額又は欠損金減少額	379,614,311	346,321,453
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	346,321,453
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	379,614,311	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,699,443	231,384,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,699,443	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	231,384,597
分配金	※1　－	※1　－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,518,808,108	△1,834,147,286

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 35,762,495,845口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 31,157,257,406口
※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,518,808,108円	※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,834,147,286円
※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9575円 (10,000口当りの純資産額 9,575円)	※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9411円 (10,000口当りの純資産額 9,411円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
※1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額 A	－円	150,966,426円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B	－円	－円
収益調整金額 C	15,020,262円	16,678,989円
分配準備積立金額 D	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	15,020,262円	167,645,415円
当ファンドの期末残存口数 F	35,762,495,845口	31,157,257,406口
10,000口当り収益分配対象額 G=E/F×10,000	4円	53円
10,000口当り分配金額 H	－円	－円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	－円	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式・国内債券・外国債券に投資する親投資信託受益証券並びに外国株式に投資している投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、国内株式・国内債券・外国債券に投資する親投資信託受益証券並びに外国株式に投資する投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第1期 2022年 4月15日現在		第2期 2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	11,152,638,013円	期首元本額	35,762,495,845円
期中追加設定元本額	31,841,616,040円	期中追加設定元本額	3,303,753,799円
期中一部解約元本額	7,231,758,208円	期中一部解約元本額	7,908,992,238円

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期（自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	309,254,887
親投資信託受益証券	△1,839,914,932
合計	△1,530,660,045

第2期（自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	182,125,052
親投資信託受益証券	△459,178,735
合計	△277,053,683

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	5,246,595,011	5,872,513,795	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：20.0%	5,246,595,011	5,872,513,795 100.0%	
	合計			5,872,513,795	
親投資信託受益証券	日本円	ひふみグローバル債券マザーファンド	15,836,699,830	14,495,331,354	
		ひふみ投信マザーファンド	1,874,471,017	8,811,888,250	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：79.5%	17,711,170,847	23,307,219,604 100.0%	
	合計			23,307,219,604	
合計				29,179,733,399	

（注）１．比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

２．投資信託受益証券、親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年６月23日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　猿渡　裕子

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　後藤　秀洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているまるごとひふみ１００の2022年４月16日から2023年４月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、まるごとひふみ１００の2023年４月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【まるごとひふみ１００】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	659,571,730	509,863,234
投資信託受益証券	19,654,965,943	16,010,803,564
親投資信託受益証券	28,707,311,350	23,744,088,718
未収入金	123,348,000	151,810,000
流動資産合計	49,145,197,023	40,416,565,516
資産合計	49,145,197,023	40,416,565,516
負債の部		
流動負債		
未払解約金	205,207,988	210,451,846
未払受託者報酬	6,076,464	4,491,237
未払委託者報酬	358,511,654	264,982,894
未払利息	327	259
その他未払費用	990,000	990,000
流動負債合計	570,786,433	480,916,236
負債合計	570,786,433	480,916,236
純資産の部		
元本等		
元本	※1 51,145,048,115	※1 41,258,000,647
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △2,570,637,525	※2 △1,322,351,367
（分配準備積立金）	－	297,112,796
元本等合計	48,574,410,590	39,935,649,280
純資産合計	※3 48,574,410,590	※3 39,935,649,280
負債純資産合計	49,145,197,023	40,416,565,516

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2021年 3月30日 至　2022年 4月15日	第2期 自　2022年 4月16日 至　2023年 4月17日
営業収益		
受取利息	698	1,120
有価証券売買等損益	△1,971,056,993	1,208,225,796
営業収益合計	△1,971,056,295	1,208,226,916
営業費用		
支払利息	116,664	81,825
受託者報酬	10,938,073	9,543,714
委託者報酬	645,346,128	563,078,896
その他費用	990,000	990,000
営業費用合計	657,390,865	573,694,435
営業利益又は営業損失（△）	△2,628,447,160	634,532,481
経常利益又は経常損失（△）	△2,628,447,160	634,532,481
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,628,447,160	634,532,481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	306,189,162	△186,447,266
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△2,570,637,525
剰余金増加額又は欠損金減少額	443,920,460	711,328,753
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	711,328,753
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	443,920,460	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	79,921,663	284,022,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	79,921,663	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	284,022,342
分配金	※1　－	※1　－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,570,637,525	△1,322,351,367

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 51,145,048,115口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 41,258,000,647口
※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,570,637,525円	※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,322,351,367円
※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9497円 (10,000口当りの純資産額 9,497円)	※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9679円 (10,000口当りの純資産額 9,679円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
※1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額 A	－円	297,112,796円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B	－円	－円
収益調整金額 C	23,442,984円	22,175,171円
分配準備積立金額 D	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	23,442,984円	319,287,967円
当ファンドの期末残存口数 F	51,145,048,115口	41,258,000,647口
10,000口当り収益分配対象額 G=E/F×10,000	4円	77円
10,000口当り分配金額 H	－円	－円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	－円	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式・国内債券・外国債券に投資する親投資信託受益証券並びに外国株式に投資している投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、国内株式・国内債券・外国債券に投資する親投資信託受益証券並びに外国株式に投資する投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期 2022年 4月15日現在	第2期 2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第1期 2022年 4月15日現在		第2期 2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	17,688,000,081円	期首元本額	51,145,048,115円
期中追加設定元本額	45,809,740,984円	期中追加設定元本額	3,954,639,604円
期中一部解約元本額	12,352,692,950円	期中一部解約元本額	13,841,687,072円

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期（自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,085,427,271
親投資信託受益証券	△3,316,085,627
合計	△2,230,658,356

第2期（自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	479,580,284
親投資信託受益証券	771,266,187
合計	1,250,846,471

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用 （適格機関投資家専用）	14,304,300,513	16,010,803,564	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：40.1%	14,304,300,513	16,010,803,564 100.0%	
	合計			16,010,803,564	
親投資信託受益証券	日本円	ひふみ投信マザーファンド	5,050,859,119	23,744,088,718	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：59.5%	5,050,859,119	23,744,088,718 100.0%	
	合計			23,744,088,718	
合計				39,754,892,282	

（注）１．比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

２．投資信託受益証券、親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは、「ひふみグローバル債券マザーファンド」「ひふみ投信マザーファンド」受益証券及び「ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」「投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券及び投資信託受益証券です。

ひふみグローバル債券マザーファンドの経理状況
　マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみグローバル債券マザーファンド

(1)貸借対照表

（単位：円）

	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,125	483,943
コール・ローン	10,264,204,077	4,188,493,909
国債証券	13,472,262,130	12,694,371,681
地方債証券	499,354,060	444,774,075
特殊債券	4,956,057,446	2,476,342,437
社債券	2,037,041,371	5,687,970,132
派生商品評価勘定	－	27,450,000
未収入金	－	527,693,963
未収利息	60,438,017	123,531,744
前払費用	39,932,556	39,025,148
差入委託証拠金	25,474,379	42,303,621
流動資産合計	31,354,767,161	26,252,440,653
資産合計	31,354,767,161	26,252,440,653
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	272,873,158	124,490,926
未払金	2,531,208,775	2,058,318,167
未払解約金	35,120,000	10,300,000
未払利息	5,103	2,134
流動負債合計	2,839,207,036	2,193,111,227
負債合計	2,839,207,036	2,193,111,227
純資産の部		
元本等		
元本	※1 29,597,883,483	※1 26,286,791,556
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	※2 △1,082,323,358	※2 △2,227,462,130
元本等合計	28,515,560,125	24,059,329,426
純資産合計	※3 28,515,560,125	※3 24,059,329,426
負債純資産合計	31,354,767,161	26,252,440,653

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。 先物取引 個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 29,597,883,483口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 26,286,791,556口
※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,082,323,358円	※2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,227,462,130円
※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9634円 (10,000口当りの純資産額 9,634円)	※3. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 0.9153円 (10,000口当りの純資産額 9,153円)

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国債券及び国内債券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）

１．元本の移動

2022年 4月15日現在		2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2021年 3月30日	期首	2022年 4月16日
期首元本額	11,356,525,000円	期首元本額	29,597,883,483円
期中追加設定元本額	23,882,152,601円	期中追加設定元本額	2,533,341,265円
期中一部解約元本額	5,640,794,118円	期中一部解約元本額	5,844,433,192円
期末元本額	29,597,883,483円	期末元本額	26,286,791,556円
元本の内訳※		元本の内訳※	
ひふみらいと	2,806,563,770円	ひふみらいと	2,877,576,378円
まるごとひふみ１５	9,216,637,565円	まるごとひふみ１５	7,515,274,702円
まるごとひふみ５０	17,573,169,836円	まるごとひふみ５０	15,836,699,830円
まるごとひふみ５０（適格機関投資家専用）	1,512,312円	まるごとひふみ５０（適格機関投資家専用）	57,240,646円

（注）※当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,344,699,665
地方債証券	△22,055,830
特殊債券	△79,494,828
社債券	△47,530,782
合計	△1,493,781,105

自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△220,815,079
地方債証券	△2,261,700
特殊債券	△32,370,916
社債券	△36,192,705
合計	△291,640,400

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

３．デリバティブ取引関係

2022年 4月15日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,059,294,453	－	5,216,928,035	△157,633,582
	ユーロ	5,438,225,822	－	5,547,705,799	△109,479,977
	オーストラリアドル	508,102,576	－	513,862,175	△5,759,599
合計		11,005,622,851	－	11,278,496,009	△272,873,158

2023年 4月17日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	売建	2,974,450,000	－	2,947,000,000	27,450,000
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	8,270,887,662	－	8,322,799,695	△51,912,033
	ユーロ	4,978,842,478	－	5,047,710,058	△68,867,580
	オーストラリアドル	442,772,995	－	446,484,308	△3,711,313
合計		16,666,953,135	－	16,763,994,061	△97,040,926

時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

・為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日に対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（３）附属明細表

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第１５回利付国債（４０年）	800,000,000	698,272,000	
		第７７回利付国債（３０年）	2,600,000,000	2,764,060,000	
		第１７６回利付国債（２０年）	300,000,000	273,258,000	
		第１８３回利付国債（２０年）	900,000,000	945,189,000	
	小計		4,600,000,000	4,680,779,000	
	米ドル	UST 1.75 08/15/41	8,500,000.00	6,122,656.25	
		UST 1.875 02/15/41	19,000,000.00	14,155,000.00	
		UST 2.0 11/15/41	1,000,000.00	750,390.63	
		UST 2.25 05/15/41	7,000,000.00	5,531,093.75	
		UST 3.875 12/31/27	5,000,000.00	5,048,072.00	
	小計		40,500,000.00	31,607,212.63 (4,231,889,699)	
	メキシコペソ	MBONO 10 12/05/24	15,000,000.00	14,824,687.50	
	小計		15,000,000.00	14,824,687.50 (110,294,192)	
	ユーロ	BGB 0.35 06/22/32	2,000,000.00	1,573,200.00	
		BTPS 4.4 05/01/33	10,700,000.00	10,843,380.00	
		FRTR 2 11/25/32	2,000,000.00	1,850,600.00	
		SPGB 3.15 04/30/33	11,000,000.00	10,708,390.00	
	小計		25,700,000.00	24,975,570.00 (3,671,408,790)	
	合計			12,694,371,681 (8,013,592,681)	
地方債証券	オーストラリアドル	NSWTC 2 03/08/33	3,000,000.00	2,477,100.00	
		TCV 1.5 09/10/31	3,000,000.00	2,478,600.00	
	小計		6,000,000.00	4,955,700.00 (444,774,075)	
	合計			444,774,075 (444,774,075)	
特殊債券	米ドル	FNCL 3.5 5/23 Mtge TBA	8,000,000.00	7,415,624.80	
		G2SF 4.5 5/23 Mtge TBA	4,000,000.00	3,923,437.60	
		IDAWBG 1.0 12/03/30	2,000,000.00	1,638,800.00	
	小計		14,000,000.00	12,977,862.40 (1,737,605,996)	
	ユーロ	EU 0.4 02/04/37	200,000.00	136,880.00	
		EU 1.25 02/04/43	200,000.00	139,440.00	
	小計		400,000.00	276,320.00 (40,619,040)	
	オフショア人民元	SDBC 3.09 08/09/28	20,000,000.00	20,247,020.00	
		SDBC 3.65 05/21/29	15,000,000.00	15,626,355.00	
	小計		35,000,000.00	35,873,375.00 (698,117,401)	
	合計			2,476,342,437 (2,476,342,437)	
社債券	日本円	Berkshire Hathaway 0.472 01/23/32	300,000,000	279,849,000	
		第２１回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	300,000,000	297,933,000	
	小計		600,000,000	577,782,000	

	米ドル	AAPL 1.65 02/08/31	2,000,000.00	1,672,776.40	
		C Float 05/24/25	3,000,000.00	3,004,470.00	
		C Float 06/09/27	3,000,000.00	2,912,700.00	
		JPM Float 04/22/27	3,000,000.00	2,980,500.00	
		JPM Float 04/26/26	3,000,000.00	2,998,800.00	
		MS Float 02/18/26	3,000,000.00	2,935,800.00	
		MS Float 04/17/25	3,000,000.00	2,991,000.00	
		SUMIBK Float 01/14/27	6,000,000.00	5,874,974.40	
		UBS Float 05/12/26	3,000,000.00	2,992,200.00	
	小計		29,000,000.00	28,363,220.80 (3,797,551,632)	
	ユーロ	BAC Float 09/22/26	6,000,000.00	5,958,000.00	
		GS Float 09/23/27	3,000,000.00	2,971,500.00	
	小計		9,000,000.00	8,929,500.00 (1,312,636,500)	
	合計			5,687,970,132 (5,110,188,132)	
合計				21,303,458,325 (16,044,897,325)	

(注)１．小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	5銘柄	17.6%	26.4%
	特殊債券	3銘柄	7.2%	10.8%
	社債券	9銘柄	15.8%	23.7%
メキシコペソ	国債証券	1銘柄	0.4%	0.7%
ユーロ	国債証券	4銘柄	15.3%	22.9%
	特殊債券	2銘柄	0.2%	0.2%
	社債券	2銘柄	5.5%	8.2%
オーストラリアドル	地方債証券	2銘柄	1.8%	2.8%
オフショア人民元	特殊債券	2銘柄	2.9%	4.3%

(注)組入時価比率は純資産に対する比率、合計金額に対する比率は外貨建有価証券の合計金額に対する比率であります。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）３．デリバティブ取引関係」に記載しております。

ひふみ投信マザーファンドの経理状況
マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみ投信マザーファンド

(1)貸借対照表

（単位：円）

	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	8,009,316,383	14,468,262,682
金銭信託	873,902	54,598
コール・ローン	58,475,688,259	33,411,427,896
株式	608,678,291,213	671,435,566,060
未収入金	1,780,516,043	1,901,817,179
未収配当金	5,928,712,816	7,329,765,336
流動資産合計	682,873,398,616	728,546,893,751
資産合計	682,873,398,616	728,546,893,751
負債の部		
流動負債		
未払金	5,974,422,093	1,129,999,676
未払解約金	5,704,000	55,100,000
未払利息	29,077	17,026
流動負債合計	5,980,155,170	1,185,116,702
負債合計	5,980,155,170	1,185,116,702
純資産の部		
元本等		
元本	※1 148,800,810,817	※1 154,726,407,224
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	528,092,432,629	572,635,369,825
元本等合計	676,893,243,446	727,361,777,049
純資産合計	※2 676,893,243,446	※2 727,361,777,049
負債純資産合計	682,873,398,616	728,546,893,751

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 148,800,810,817口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 154,726,407,224口
※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 4.5490円 （10,000口当りの純資産額 45,490円）	※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 4.7010円 （10,000口当りの純資産額 47,010円）

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。また、一部外国株式を売買目的で保有しており、カントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。また、一部外国株式を売買目的で保有しており、カントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理等を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

１．元本の移動

2022年 4月15日現在		2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2021年 3月30日	期首	2022年 4月16日
期首元本額	129,204,468,157円	期首元本額	148,800,810,817円
期中追加設定元本額	27,943,429,621円	期中追加設定元本額	14,335,988,466円
期中一部解約元本額	8,347,086,961円	期中一部解約元本額	8,410,392,059円
期末元本額	148,800,810,817円	期末元本額	154,726,407,224円
元本の内訳※		元本の内訳※	
ひふみ投信	30,622,184,114円	ひふみ投信	30,702,178,117円
ひふみプラス	98,325,336,114円	ひふみプラス	104,368,284,798円
ひふみ年金	11,068,812,235円	ひふみ年金	12,536,044,674円
ひふみらいと	33,395,380円	ひふみらいと	31,503,699円
まるごとひふみ１５	207,532,942円	まるごとひふみ１５	156,457,774円
まるごとひふみ５０	2,232,660,545円	まるごとひふみ５０	1,874,471,017円
まるごとひふみ１００	6,310,686,162円	まるごとひふみ１００	5,050,859,119円
まるごとひふみ５０（適格機関投資家専用）	203,325円	まるごとひふみ５０（適格機関投資家専用）	6,608,026円

（注）※当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 2021年 3月30日 至 2022年 4月15日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△37,917,052,454
合計	△37,917,052,454

自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	36,921,115,047
合計	36,921,115,047

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3)附属明細表

１．有価証券明細表

①株式

通 貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	66,600	3,470.00	231,102,000	
	ニッスイ	684,700	566.00	387,540,200	
	サカタのタネ	468,900	3,935.00	1,845,121,500	
	ショーボンドホールディングス	1,136,700	5,390.00	6,126,813,000	
	ミライト・ワン	2,142,000	1,668.00	3,572,856,000	

大林組	3,726,000	1,030.00	3,837,780,000	
鹿島建設	1,383,700	1,666.00	2,305,244,200	
東鉄工業	257,900	2,671.00	688,850,900	
関電工	278,900	944.00	263,281,600	
日本電設工業	81,500	1,645.00	134,067,500	
エクシオグループ	409,800	2,439.00	999,502,200	
九電工	1,679,300	3,350.00	5,625,655,000	
三機工業	173,200	1,471.00	254,777,200	
日揮ホールディングス	1,949,400	1,701.00	3,315,929,400	
太平電業	101,100	3,985.00	402,883,500	
千代田化工建設	1,739,300	402.00	699,198,600	
森永製菓	118,000	3,780.00	446,040,000	
山崎製パン	1,543,500	1,582.00	2,441,817,000	
寿スピリッツ	45,500	9,580.00	435,890,000	
ヤクルト本社	131,300	9,770.00	1,282,801,000	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	92,900	2,953.00	274,333,700	
アサヒグループホールディングス	752,800	4,886.00	3,678,180,800	
サントリー食品インターナショナル	946,300	5,010.00	4,740,963,000	
プレミアムウォーターホールディングス	2,616,700	2,470.00	6,463,249,000	
味の素	2,573,500	4,804.00	12,363,094,000	
やまみ	238,600	1,348.00	321,632,800	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,031,800	793.00	818,217,400	
日清食品ホールディングス	288,800	12,150.00	3,508,920,000	
ケンコーマヨネーズ	11,700	1,215.00	14,215,500	
グンゼ	1,249,200	4,570.00	5,708,844,000	
ワコールホールディングス	237,600	2,551.00	606,117,600	
ホギメディカル	280,400	3,195.00	895,878,000	
ＴＳＩホールディングス	425,900	618.00	263,206,200	
オンワードホールディングス	2,432,800	370.00	900,136,000	
朝日印刷	1,222,000	871.00	1,064,362,000	
日産化学	543,300	6,060.00	3,292,398,000	
クレハ	728,400	8,430.00	6,140,412,000	
大阪ソーダ	310,800	4,655.00	1,446,774,000	
日本酸素ホールディングス	1,160,700	2,356.00	2,734,609,200	
戸田工業	28,800	2,460.00	70,848,000	
東京応化工業	565,500	7,090.00	4,009,395,000	
三菱ケミカルグループ	6,615,700	794.30	5,254,850,510	
旭有機材	26,400	3,130.00	82,632,000	
トリケミカル研究所	437,700	2,304.00	1,008,460,800	
日油	413,900	6,230.00	2,578,597,000	
富士フイルムホールディングス	313,100	6,833.00	2,139,412,300	
資生堂	290,700	6,567.00	1,909,026,900	
ミルボン	48,500	5,600.00	271,600,000	
コーセー	98,800	15,870.00	1,567,956,000	
上村工業	37,200	6,240.00	232,128,000	
メック	17,600	2,465.00	43,384,000	
ニフコ	201,100	3,705.00	745,075,500	
ロート製薬	611,200	2,764.00	1,689,356,800	
久光製薬	71,600	3,660.00	262,056,000	
ヘリオス	162,600	324.00	52,682,400	
ソレイジア・ファーマ	2,323,300	47.00	109,195,100	
モダリス	1,395,000	276.00	385,020,000	
出光興産	1,232,500	2,854.00	3,517,555,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	12,930,400	475.80	6,152,284,320	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	1,664,200	1,553.00	2,584,502,600	
ニッタ	40,100	3,000.00	120,300,000	
ＭＡＲＵＷＡ	48,500	17,700.00	858,450,000	
三菱マテリアル	896,000	2,230.00	1,998,080,000	
アサヒホールディングス	66,900	2,039.00	136,409,100	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	26,800	3,195.00	85,626,000	

リンナイ	535,800	3,270.00	1,752,066,000	
日本製鋼所	430,200	2,445.00	1,051,839,000	
三浦工業	102,400	3,375.00	345,600,000	
ＤＭＧ森精機	163,900	2,125.00	348,287,500	
ディスコ	852,900	14,640.00	12,486,456,000	
フリュー	337,300	1,133.00	382,160,900	
やまびこ	192,200	1,316.00	252,935,200	
ＰＥＧＡＳＵＳ	241,500	615.00	148,522,500	
ＳＭＣ	117,700	69,350.00	8,162,495,000	
日精エー・エス・ビー機械	95,200	4,070.00	387,464,000	
小松製作所	1,158,400	3,250.00	3,764,800,000	
フロイント産業	68,000	642.00	43,656,000	
オルガノ	191,200	3,200.00	611,840,000	
アマノ	117,100	2,603.00	304,811,300	
グローリー	526,000	2,869.00	1,509,094,000	
セガサミーホールディングス	2,147,300	2,552.00	5,479,909,600	
ＩＨＩ	561,000	3,355.00	1,882,155,000	
日立製作所	669,900	7,500.00	5,024,250,000	
富士電機	344,600	5,140.00	1,771,244,000	
ＨＰＣシステムズ	117,600	2,122.00	249,547,200	
ＩＤＥＣ	175,400	3,255.00	570,927,000	
サンケン電気	69,900	11,250.00	786,375,000	
日本信号	160,100	1,101.00	176,270,100	
エレコム	136,500	1,274.00	173,901,000	
アンリツ	478,700	1,228.00	587,843,600	
ソニーグループ	1,212,200	12,135.00	14,710,047,000	
ＴＤＫ	400,000	4,635.00	1,854,000,000	
タムラ製作所	100,000	790.00	79,000,000	
ローランド　ディー．ジー．	24,300	3,345.00	81,283,500	
ヨコオ	54,400	2,008.00	109,235,200	
スミダコーポレーション	2,919,000	1,634.00	4,769,646,000	
アドバンテスト	1,867,800	11,510.00	21,498,378,000	
キーエンス	80,900	62,160.00	5,028,744,000	
オプテックスグループ	753,300	1,975.00	1,487,767,500	
レーザーテック	142,000	21,685.00	3,079,270,000	
スタンレー電気	613,500	2,944.00	1,806,144,000	
日本電子	133,600	4,220.00	563,792,000	
カシオ計算機	100,000	1,287.00	128,700,000	
芝浦電子	157,400	5,790.00	911,346,000	
三井ハイテック	32,300	8,480.00	273,904,000	
新光電気工業	820,600	4,045.00	3,319,327,000	
太陽誘電	695,100	4,400.00	3,058,440,000	
村田製作所	536,700	7,932.00	4,257,104,400	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	366,300	10,860.00	3,978,018,000	
東京エレクトロン	643,800	15,485.00	9,969,243,000	
東海理化電機製作所	368,000	1,628.00	599,104,000	
ＫＹＢ	136,700	4,135.00	565,254,500	
本田技研工業	491,000	3,518.00	1,727,338,000	
スズキ	508,400	4,721.00	2,400,156,400	
テルモ	308,600	3,872.00	1,194,899,200	
日本エム・ディ・エム	898,000	1,006.00	903,388,000	
ナカニシ	766,000	2,616.00	2,003,856,000	
マニー	1,886,600	1,754.00	3,309,096,400	
トプコン	2,668,600	1,884.00	5,027,642,400	
タムロン	176,800	3,030.00	535,704,000	
ＨＯＹＡ	170,700	14,375.00	2,453,812,500	
シード	926,300	553.00	512,243,900	
シチズン時計	357,900	749.00	268,067,100	
メニコン	429,700	2,842.00	1,221,207,400	
セイコーグループ	642,000	2,852.00	1,830,984,000	

前田工繊	537,400	3,310.00	1,778,794,000	
バンダイナムコホールディングス	737,400	2,961.00	2,183,441,400	
パイロットコーポレーション	36,300	4,310.00	156,453,000	
ＮＩＳＳＨＡ	829,000	1,842.00	1,527,018,000	
ＳＢＳホールディングス	230,900	3,250.00	750,425,000	
東武鉄道	563,900	3,325.00	1,874,967,500	
京成電鉄	68,900	4,520.00	311,428,000	
東日本旅客鉄道	198,600	7,516.00	1,492,677,600	
西日本旅客鉄道	522,800	5,695.00	2,977,346,000	
東海旅客鉄道	41,200	16,170.00	666,204,000	
阪急阪神ホールディングス	1,289,800	4,105.00	5,294,629,000	
南海電気鉄道	336,900	3,005.00	1,012,384,500	
京阪ホールディングス	352,700	3,685.00	1,299,699,500	
ニッコンホールディングス	236,000	2,498.00	589,528,000	
セイノーホールディングス	340,700	1,440.00	490,608,000	
九州旅客鉄道	1,773,300	2,982.00	5,287,980,600	
ＳＧホールディングス	65,700	1,933.00	126,998,100	
日本航空	3,143,200	2,548.00	8,008,873,600	
三菱倉庫	737,000	3,235.00	2,384,195,000	
三井倉庫ホールディングス	189,700	3,955.00	750,263,500	
住友倉庫	495,700	2,238.00	1,109,376,600	
システナ	189,800	283.00	53,713,400	
デジタルアーツ	487,600	5,200.00	2,535,520,000	
ＴＩＳ	2,177,600	3,640.00	7,926,464,000	
コーエーテクモホールディングス	213,500	2,323.00	495,960,500	
ファインデックス	269,900	634.00	171,116,600	
エムアップホールディングス	8,700	1,223.00	10,640,100	
フィックスターズ	359,400	1,466.00	526,880,400	
ＳＨＩＦＴ	3,200	26,880.00	86,016,000	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	1,053,400	10,910.00	11,492,594,000	
インターネットイニシアティブ	4,496,800	2,752.00	12,375,193,600	
マークラインズ	307,600	2,408.00	740,700,800	
オープンドア	198,900	1,528.00	303,919,200	
マクロミル	2,717,500	905.00	2,459,337,500	
メルカリ	3,258,700	2,243.00	7,309,264,100	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	439,300	1,524.00	669,493,200	
バルテス	35,500	3,215.00	114,132,500	
メドレー	27,000	3,850.00	103,950,000	
ＪＭＤＣ	30,000	4,955.00	148,650,000	
オービック	100,700	21,310.00	2,145,917,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	446,400	3,305.00	1,475,352,000	
大塚商会	392,300	4,820.00	1,890,886,000	
電通国際情報サービス	908,700	5,100.00	4,634,370,000	
ＥＭシステムズ	519,400	798.00	414,481,200	
日本電信電話	3,269,500	3,970.00	12,979,915,000	
光通信	365,800	18,190.00	6,653,902,000	
アイネット	729,100	1,295.00	944,184,500	
東宝	761,700	5,210.00	3,968,457,000	
ＤＴＳ	239,200	3,240.00	775,008,000	
カプコン	243,500	4,715.00	1,148,102,500	
富士ソフト	268,600	7,870.00	2,113,882,000	
ＮＳＤ	135,500	2,432.00	329,536,000	
アルフレッサ　ホールディングス	997,400	1,868.00	1,863,143,200	
あい　ホールディングス	352,400	2,306.00	812,634,400	
シップヘルスケアホールディングス	863,600	2,422.00	2,091,639,200	
デリカフーズホールディングス	76,200	585.00	44,577,000	
コメダホールディングス	923,700	2,625.00	2,424,712,500	
ハピネット	36,300	1,861.00	67,554,300	
シークス	425,900	1,382.00	588,593,800	

ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	50,800	5,110.00	259,588,000	
カクヤスグループ	429,800	1,285.00	552,293,000	
伊藤忠商事	2,585,600	4,464.00	11,542,118,400	
丸紅	2,168,100	1,933.50	4,192,021,350	
三菱商事	501,200	5,017.00	2,514,520,400	
サンリオ	378,500	6,070.00	2,297,495,000	
加賀電子	127,600	4,805.00	613,118,000	
泉州電業	427,600	3,210.00	1,372,596,000	
エービーシー・マート	722,700	7,570.00	5,470,839,000	
ゲオホールディングス	256,300	1,643.00	421,100,900	
アダストリア	481,400	2,608.00	1,255,491,200	
パルグループホールディングス	96,100	3,295.00	316,649,500	
ハニーズホールディングス	53,300	1,532.00	81,655,600	
ＤＣＭホールディングス	932,900	1,286.00	1,199,709,400	
三越伊勢丹ホールディングス	1,543,500	1,437.00	2,218,009,500	
ジョイフル本田	254,000	1,745.00	443,230,000	
鳥貴族ホールディングス	500,100	2,153.00	1,076,715,300	
コスモス薬品	208,700	12,760.00	2,663,012,000	
トリドールホールディングス	87,800	2,887.00	253,478,600	
ほぼ日	143,200	3,435.00	491,892,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	673,900	2,554.00	1,721,140,600	
ポプラ	159,100	188.00	29,910,800	
ユナイテッドアローズ	1,121,600	1,907.00	2,138,891,200	
ハイデイ日高	37,800	2,291.00	86,599,800	
ＮＥＷ　ＡＲＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	15,600	1,737.00	27,097,200	
薬王堂ホールディングス	749,600	2,428.00	1,820,028,800	
ロイヤルホールディングス	382,300	2,792.00	1,067,381,600	
しまむら	185,600	12,530.00	2,325,568,000	
高島屋	2,552,900	1,942.00	4,957,731,800	
丸井グループ	1,943,500	2,088.00	4,058,028,000	
シルバーライフ	86,600	1,254.00	108,596,400	
いよぎんホールディングス	4,609,600	771.00	3,554,001,600	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	2,005,500	906.00	1,816,983,000	
九州フィナンシャルグループ	502,400	478.00	240,147,200	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	7,473,800	500.00	3,736,900,000	
北國フィナンシャルホールディングス	204,900	4,555.00	933,319,500	
あいちフィナンシャルグループ	204,100	2,135.00	435,753,500	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	13,348,900	869.80	11,610,873,220	
りそなホールディングス	7,463,400	650.20	4,852,702,680	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,340,500	4,764.00	6,386,142,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,661,100	5,574.00	9,258,971,400	
千葉銀行	681,100	858.00	584,383,800	
七十七銀行	557,000	2,143.00	1,193,651,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,649,800	2,532.00	4,177,293,600	
滋賀銀行	446,000	2,734.00	1,219,364,000	
京都銀行	465,800	6,350.00	2,957,830,000	
セブン銀行	13,835,000	279.00	3,859,965,000	
ジャフコ　グループ	524,000	1,877.00	983,548,000	
かんぽ生命保険	1,222,700	2,161.00	2,642,254,700	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	200,700	4,314.00	865,819,800	
第一生命ホールディングス	4,345,700	2,464.00	10,707,804,800	
東京海上ホールディングス	4,955,100	2,615.50	12,960,064,050	
Ｔ＆Ｄホールディングス	837,700	1,644.00	1,377,178,800	
全国保証	711,100	4,950.00	3,519,945,000	
プレミアグループ	995,400	1,660.00	1,652,364,000	
クレディセゾン	1,002,600	1,779.00	1,783,625,400	
東京センチュリー	1,069,300	4,480.00	4,790,464,000	
三菱ＨＣキャピタル	3,051,200	688.00	2,099,225,600	

	九州リースサービス	18,100	837.00	15,149,700	
	イー・ギャランティ	37,200	2,152.00	80,054,400	
	スター・マイカ・ホールディングス	907,600	671.00	608,999,600	
	野村不動産ホールディングス	1,179,100	3,125.00	3,684,687,500	
	東急不動産ホールディングス	1,293,000	657.00	849,501,000	
	ティーケーピー	123,200	2,921.00	359,867,200	
	アズーム	153,400	6,000.00	920,400,000	
	パーク２４	1,389,200	2,057.00	2,857,584,400	
	三井不動産	717,900	2,505.00	1,798,339,500	
	東京建物	1,267,900	1,640.00	2,079,356,000	
	毎日コムネット	192,800	812.00	156,553,600	
	カチタス	1,432,900	2,618.00	3,751,332,200	
	日本工営	15,500	3,475.00	53,862,500	
	パーソルホールディングス	1,428,400	2,714.00	3,876,677,600	
	ディップ	213,200	3,570.00	761,124,000	
	ワールドホールディングス	6,500	2,603.00	16,919,500	
	タカミヤ	322,300	420.00	135,366,000	
	ジャパンベストレスキューシステム	171,700	726.00	124,654,200	
	ライク	2,115,200	1,940.00	4,103,488,000	
	エスプール	3,352,200	630.00	2,111,886,000	
	ティア	1,627,500	445.00	724,237,500	
	ドリームインキュベータ	12,000	2,723.00	32,676,000	
	イオンファンタジー	65,800	3,350.00	220,430,000	
	シーティーエス	643,400	788.00	506,999,200	
	オリエンタルランド	2,034,000	4,790.00	9,742,860,000	
	ラウンドワン	1,337,000	536.00	716,632,000	
	リゾートトラスト	120,000	2,174.00	260,880,000	
	リソー教育	3,680,400	327.00	1,203,490,800	
	サイバーエージェント	119,300	1,150.00	137,195,000	
	Ｇｕｎｏｓｙ	1,453,800	624.00	907,171,200	
	ジャパンマテリアル	3,134,400	2,094.00	6,563,433,600	
	チャーム・ケア・コーポレーション	2,441,400	1,107.00	2,702,629,800	
	ＩＢＪ	568,500	667.00	379,189,500	
	キュービーネットホールディングス	2,900	1,368.00	3,967,200	
	日本ホスピスホールディングス	107,200	3,610.00	386,992,000	
	アンビスホールディングス	961,800	3,015.00	2,899,827,000	
	カーブスホールディングス	786,200	814.00	639,966,800	
	ＬＩＴＡＬＩＣＯ	543,800	2,424.00	1,318,171,200	
	デコルテ・ホールディングス	16,200	1,064.00	17,236,800	
	ＡＢ＆Ｃｏｍｐａｎｙ	12,600	1,033.00	13,015,800	
	日本管財ホールディングス	429,600	2,480.00	1,065,408,000	
	共立メンテナンス	367,200	5,250.00	1,927,800,000	
	カナモト	25,900	2,220.00	57,498,000	
	トランス・コスモス	755,400	3,140.00	2,371,956,000	
	イオンディライト	64,300	2,951.00	189,749,300	
	ダイセキ	216,100	3,675.00	794,167,500	
日本円 小計		272,348,400		639,038,321,130	
米ドル	EOG RESOURCES, INC	100,000	121.61	12,161,000.00	
	CORTEVA, INC	880,000	62.13	54,674,400.00	
	CATERPILLAR INC	160,000	223.68	35,788,800.00	
	MOBILEYE GLOBAL INC	400,000	41.68	16,672,000.00	
	TESLA, INC	15,000	185.00	2,775,000.00	
	MICROSOFT CORP	75,000	286.14	21,460,500.00	
	NEXTERA ENERGY, INC	600,000	78.02	46,812,000.00	
米ドル 小計		2,230,000		190,343,700.00 (25,485,117,993)	
ユーロ	INFINEON TECHNOLOGIES AG	800,000	36.10	28,880,000.00	
ユーロ 小計		800,000		28,880,000.00 (4,245,360,000)	
フィリピンペソ	JOLLIBEE FOODS CORP	5,129,060	214.60	1,100,696,276.00	

フィリピンペソ 小計	5,129,060		1,100,696,276.00 (2,666,766,937)	
合　計	280,507,460		671,435,566,060 (32,397,244,930)	

(注) 1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	7銘柄	3.5%	78.7%
ユーロ	株式	1銘柄	0.6%	13.1%
フィリピンペソ	株式	1銘柄	0.4%	8.2%

(注)組入時価比率は純資産に対する比率、合計金額に対する比率は外貨建有価証券の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）の経理状況
経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）

(1)貸借対照表

（単位：円）

	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,001,749	66,916,312
親投資信託受益証券	27,567,469,543	22,667,179,143
流動資産合計	27,650,471,292	22,734,095,455
資産合計	27,650,471,292	22,734,095,455
負債の部		
流動負債		
未払解約金	219,071,998	191,159,998
未払受託者報酬	952,954	815,221
未払委託者報酬	952,932	815,208
未払利息	45	36
流動負債合計	220,977,929	192,790,463
負債合計	220,977,929	192,790,463
純資産の部		
元本等		
元本	※1 25,241,928,991	※1 20,139,419,484
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,187,564,372	2,401,885,508
（分配準備積立金）	543,255,676	1,690,799,227
元本等合計	27,429,493,363	22,541,304,992
純資産合計	※2 27,429,493,363	※2 22,541,304,992
負債純資産合計	27,650,471,292	22,734,095,455

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 25,241,928,991口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 20,139,419,484口
※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.0867円 （10,000口当りの純資産額 10,867円）	※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.1193円 （10,000口当りの純資産額 11,193円）

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2021年 3月31日 至 2022年 4月15日	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国株式に投資している親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、外国株式に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

１．元本の移動

2022年 4月15日現在		2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	9,641,183,000円	期首元本額	25,241,928,991円
期中追加設定元本額	18,537,209,520円	期中追加設定元本額	1,232,323,848円
期中一部解約元本額	2,936,463,529円	期中一部解約元本額	6,334,833,355円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 2021年 3月31日 至 2022年 4月15日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	884,741,331
合計	884,741,331

自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	80,310,514
合計	80,310,514

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3)附属明細表

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ひふみワールドマザーファンド	13,320,314,476	22,667,179,143	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.6%	13,320,314,476	22,667,179,143 100.0%	
合計				22,667,179,143	

(注) 1．比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

2．親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）は、「ひふみワールドマザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

ひふみワールドマザーファンドの経理状況
　マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみワールドマザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	17,540,900,521	10,808,844,016
金銭信託	41,718	313,217
コール・ローン	12,022,849,287	1,599,570,327
株式	245,776,445,560	272,309,687,010
投資証券	3,758,819,541	－
未収入金	－	6,540,278,699
未収配当金	82,315,784	92,378,660
流動資産合計	279,181,372,411	291,351,071,929
資産合計	279,181,372,411	291,351,071,929
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,346,512	－
未払金	2,209,119,015	6,522,692,289
未払利息	6,587	876
流動負債合計	2,212,472,114	6,522,693,165
負債合計	2,212,472,114	6,522,693,165
純資産の部		
元本等		
元本	※1 168,035,926,868	※1 167,380,244,465
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	108,932,973,429	117,448,134,299
元本等合計	276,968,900,297	284,828,378,764
純資産合計	※2 276,968,900,297	※2 284,828,378,764
負債純資産合計	279,181,372,411	291,351,071,929

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
３.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積もりに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 168,035,926,868口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 167,380,244,465口
※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.6483円 (10,000口当りの純資産額 16,483円)	※2. 当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.7017円 (10,000口当りの純資産額 17,017円)

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2021年 3月31日 至 2022年 4月15日	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、外国株式を売買目的で保有しており、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用リスク管理委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2022年 4月15日現在	2023年 4月17日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

（その他の注記）

１．元本の移動

2022年 4月15日現在		2023年 4月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2021年 3月31日	期首	2022年 4月16日
期首元本額	99,714,757,107円	期首元本額	168,035,926,868円
期中追加設定元本額	77,324,068,950円	期中追加設定元本額	16,904,095,914円
期中一部解約元本額	9,002,899,189円	期中一部解約元本額	17,559,778,317円
期末元本額	168,035,926,868円	期末元本額	167,380,244,465円
元本の内訳※		元本の内訳※	
ひふみワールド	24,615,514,088円	ひふみワールド	25,059,099,450円
ひふみワールド＋	126,695,048,485円	ひふみワールド＋	128,729,650,853円
ひふみワールド年金	575,395円	ひふみワールド年金	271,179,686円
ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	16,724,788,900円	ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）	13,320,314,476円

（注）※当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 2021年 3月31日 至 2022年 4月15日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△9,613,816,074
投資証券	383,301,693
合計	△9,230,514,381

自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△1,469,886,929
合計	△1,469,886,929

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

３．デリバティブ取引関係

（2022年 4月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	325,323,539	－	323,993,525	△1,330,014
	売建				
	米ドル	325,323,539	－	327,340,037	△2,016,498
合計		650,647,078	－	651,333,562	△3,346,512

時価の算定方法

・為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」といいます）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日に対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（2023年 4月17日現在）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

１．有価証券明細表

①株式

通 貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	DENBURY INC	125,000	95.00	11,875,000.00	
	EOG RESOURCES, INC	132,000	121.61	16,052,520.00	
	PIONEER NATURAL RESOURCES COMPANY	79,000	230.00	18,170,000.00	
	WILLIAMS COS INC	350,000	30.39	10,636,500.00	
	AMERESCO, INC	250,700	45.80	11,482,060.00	
	CARRIER GLOBAL CORP	345,500	44.30	15,305,650.00	
	CHART INDUSTRIES, INC	46,500	127.80	5,942,700.00	
	COMFORT SYSTEMS USA, INC	35,200	130.98	4,610,496.00	
	EMERSON ELECTRIC CO	242,100	86.36	20,907,756.00	
	ENOVIS CORP	57,666	54.18	3,124,343.88	
	ESAB CORP	46,666	59.09	2,757,493.94	
	GENERAC HOLDINGS INC	125,600	101.73	12,777,288.00	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES, INC	10,000	200.51	2,005,100.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	13,000	487.99	6,343,870.00	
	NUSCALE POWER CORP	320,000	8.97	2,870,400.00	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	20,000	101.68	2,033,600.00	
	ROPER TECHNOLOGIES, INC	30,500	439.91	13,417,255.00	
	UNITED RENTALS INC	11,200	378.05	4,234,160.00	
	XYLEM INC	181,000	104.44	18,903,640.00	
	EXPONENT, INC	86,100	98.30	8,463,630.00	
	LEIDOS HOLDINGS, INC	20,300	91.91	1,865,773.00	
	TETRA TECH, INC	356,300	142.77	50,868,951.00	
	ALLEGIANT TRAVEL COMPANY	99,700	96.06	9,577,182.00	
	BORGWARNER INC	258,100	48.73	12,577,213.00	
	FERRARI NV	194,600	285.53	55,564,138.00	
	MOBILEYE GLOBAL INC	250,000	41.68	10,420,000.00	
	TESLA, INC	120,500	185.00	22,292,500.00	
	THE GOODYEAR TIRE & RUBBER COMPANY	1,066,700	10.78	11,499,026.00	
	THOR INDUSTRIES, INC	120,200	79.58	9,565,516.00	
	DECKERS OUTDOOR CORP	48,000	467.04	22,417,920.00	
	YETI HOLDINGS, INC	265,900	39.58	10,524,322.00	
	ARCO PLATFORM LTD	202,700	11.32	2,294,564.00	
	CHOICE HOTELS INTERNATIONAL, INC	178,000	122.78	21,854,840.00	
	POWERSCHOOL HOLDINGS, INC	1,005,300	19.74	19,844,622.00	
	SERVICE CORPORATION INTERNATIONAL	245,000	71.23	17,451,350.00	
	WYNDHAM HOTELS & RESORTS, INC	194,000	66.81	12,961,140.00	
	LIBERTY MEDIA CORP	85,600	66.68	5,707,808.00	

META PLATFORMS, INC	52,800	221.49	11,694,672.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE, INC	62,200	123.07	7,654,954.00	
THE WALT DISNEY COMPANY	100,000	99.90	9,990,000.00	
AMAZON.COM, INC	296,000	102.51	30,342,960.00	
DOLLAR GENERAL CORP	50,000	213.23	10,661,500.00	
O'REILLY AUTOMOTIVE, INC	23,900	892.27	21,325,253.00	
OLLIE'S BARGAIN OUTLET HOLDINGS, INC	262,600	57.54	15,110,004.00	
CASEY'S GENERAL STORES, INC	68,300	226.45	15,466,535.00	
BRF SA	2,860,000	1.29	3,689,400.00	
BUNGE LTD	292,000	94.40	27,564,800.00	
DARLING INGREDIENTS INC	250,000	58.65	14,662,500.00	
THE DUCKHORN PORTFOLIO, INC	439,000	14.75	6,475,250.00	
THE HERSHEY CO	125,900	256.28	32,265,652.00	
THE SIMPLY GOOD FOODS COMPANY	149,000	35.70	5,319,300.00	
TYSON FOODS, INC	576,900	60.82	35,087,058.00	
AMN HEALTHCARE SERVICES, INC	34,000	86.70	2,947,800.00	
DOXIMITY, INC	172,800	34.13	5,897,664.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	158,165	84.36	13,342,799.40	
OPTION CARE HEALTH INC	325,600	31.69	10,318,264.00	
PROGYNY, INC	156,000	32.39	5,052,840.00	
THE COOPER COMPANIES, INC	24,400	373.71	9,118,524.00	
VEEVA SYSTEMS INC	31,900	178.94	5,708,186.00	
AGILENT TECHNOLOGIES, INC	55,300	139.20	7,697,760.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	12,500	588.84	7,360,500.00	
LIVE OAK BANCSHARES, INC	413,000	23.19	9,577,470.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	114,800	96.58	11,087,384.00	
CME GROUP INC	55,000	190.48	10,476,400.00	
KINSALE CAPITAL GROUP, INC	36,700	311.38	11,427,646.00	
MARKEL CORP	7,500	1,319.68	9,897,600.00	
ACCENTURE PLC	144,400	279.25	40,323,700.00	
ALKAMI TECHNOLOGY, INC	62,500	12.52	782,500.00	
BILL HOLDINGS, INC	261,500	75.51	19,745,865.00	
BLACKLINE, INC	60,000	62.75	3,765,000.00	
BLOCK INC	33,300	64.04	2,132,532.00	
CADENCE DESIGN SYSTEMS, INC	140,100	214.55	30,058,455.00	
DOCUSIGN, INC	51,200	54.46	2,788,352.00	
INTUIT INC	105,600	441.62	46,635,072.00	
MANHATTAN ASSOCIATES, INC	113,400	156.37	17,732,358.00	
MICROSOFT CORP	125,900	286.14	36,025,026.00	
OKTA, INC	250,000	74.30	18,575,000.00	
OLO INC	222,200	8.48	1,884,256.00	
ORACLE CORP	472,000	95.71	45,175,120.00	
PALO ALTO NETWORKS, INC	245,700	199.44	49,002,408.00	
PAYPAL HOLDINGS, INC	57,000	76.53	4,362,210.00	
PROCORE TECHNOLOGIES, INC	30,000	52.50	1,575,000.00	
SALESFORCE INC	112,600	194.65	21,917,590.00	
SENTINELONE, INC	2,179,300	17.87	38,944,091.00	
SERVICENOW INC	57,000	463.03	26,392,710.00	
VISA INC	36,200	234.02	8,471,524.00	
WORKDAY, INC	60,900	194.04	11,817,036.00	
ARISTA NETWORKS, INC	52,500	163.60	8,589,000.00	
CISCO SYSTEMS, INC	74,800	50.54	3,780,392.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES, INC	51,000	159.56	8,137,560.00	
MOTOROLA SOLUTIONS, INC	199,000	291.46	58,000,540.00	
NEXTERA ENERGY, INC	119,000	78.02	9,284,380.00	
ADVANCED MICRO DEVICES, INC	63,200	91.75	5,798,600.00	
APPLIED MATERIALS, INC	163,900	112.90	18,504,310.00	
ASML HOLDING NV-NY REG SHS	33,500	666.20	22,317,700.00	
GLOBALFOUNDRIES INC	192,000	65.85	12,643,200.00	
INTEL CORP	313,600	31.89	10,000,704.00	

	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	48,000	79.53	3,817,440.00	
	MICRON TECHNOLOGY,INC	334,000	62.63	20,918,420.00	
	NVIDIA CORP	85,100	267.58	22,771,058.00	
	QUALCOMM INC	115,400	120.16	13,866,464.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING-ADR	235,000	87.20	20,492,000.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	147,300	178.98	26,363,754.00	
	WOLFSPEED, INC	517,300	56.23	29,087,779.00	
米ドル 小計		21,990,297		1,578,900,109.22 (211,398,935,623)	
ユーロ	AIRBUS SE	50,200	126.28	6,339,256.00	
	ALSTOM SA	278,010	21.92	6,093,979.20	
	ANDRITZ AG	137,300	59.30	8,141,890.00	
	DASSAULT AVIATION	21,000	183.00	3,843,000.00	
	HENSOLDT AG	105,000	36.16	3,796,800.00	
	LEONARDO S.P.A.	170,000	11.775	2,001,750.00	
	MTU AERO ENGINES AG	82,248	228.90	18,826,567.20	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	48,100	150.42	7,235,202.00	
	DR. ING. H.C. F. PORSCHE AG	399,400	118.90	47,488,660.00	
	LVMH MOET HENNESSY-LOUIS VUITTON SE	13,000	892.80	11,606,400.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP, INC	500,500	21.13	10,575,565.00	
	REMY COINTREAU SA	55,900	171.30	9,575,670.00	
	BARCO NV	211,652	27.04	5,723,070.08	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,009,020	36.10	36,425,622.00	
ユーロ 小計		3,081,330		177,673,431.48 (26,117,994,427)	
ポンド	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	5,500,000	1.4975	8,236,250.00	
	BURFORD CAPITAL LTD	183,230	10.00	1,832,300.00	
	ST. JAMES'S PLACE PLC	778,240	12.225	9,513,984.00	
	BT GROUP PLC	3,200,000	1.5685	5,019,200.00	
	VODAFONE GROUP PLC	9,000,000	0.9197	8,277,300.00	
	NATIONAL GRID PLC	1,035,000	11.185	11,576,475.00	
ポンド 小計		19,696,470		44,455,509.00 (7,381,392,714)	
スイスフラン	ABB LTD	531,500	31.51	16,747,565.00	
	ACCELLERON INDUSTRIES AG	104,000	21.78	2,265,120.00	
	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	280,172	149.65	41,927,739.80	
スイスフラン 小計		915,672		60,940,424.80 (9,115,468,741)	
スウェーデンクローナ	AKTIEBOLAGET VOLVO	235,680	210.55	49,622,424.00	
	HEXAGON AB	210,000	117.85	24,748,500.00	
スウェーデンクローナ 小計		445,680		74,370,924.00 (963,847,175)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	150,000	307.00	46,050,000.00	
	ATLANTIC SAPPHIRE ASA	422,780	5.39	2,278,784.20	
	MOWI ASA	465,000	198.50	92,302,500.00	
	SALMAR ASA	8,779	448.30	3,935,625.70	
ノルウェークローネ 小計		1,046,559		144,566,909.90 (1,863,467,468)	
デンマーククローネ	DEMANT AS	136,800	267.80	36,635,040.00	
	NOVO NORDISK A/S	38,000	1,144.60	43,494,800.00	
デンマーククローネ 小計		174,800		80,129,840.00 (1,580,961,743)	
オーストラリアドル	CSL LTD	51,000	301.40	15,371,400.00	
オーストラリアドル 小計		51,000		15,371,400.00 (1,379,583,150)	
香港ドル	FU SHOU YUAN INTERNATIONAL GROUP LTD	6,292,000	6.10	38,381,200.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	220,000	365.40	80,388,000.00	
	HENGAN INTERNATIONAL GROUP COMPANY LTD	1,764,000	36.05	63,592,200.00	
香港ドル 小計		8,276,000		182,361,400.00	

				(3,111,085,484)	
フィリピンペソ	AYALA LAND, INC	73,800	26.50	1,955,700.00	
フィリピンペソ 小計		73,800		1,955,700.00 (4,738,269)	
台湾ドル	LARGAN PRECISION CO LTD	45,000	2,060.00	92,700,000.00	
	WISTRON NEWEB CORP	950,000	99.20	94,240,000.00	
	WIWYNN CORP	100,000	1,180.00	118,000,000.00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	251,000	2,045.00	513,295,000.00	
台湾ドル 小計		1,346,000		818,235,000.00 (3,597,779,295)	
オフショア人民元	BYD CO LTD -A	821,901	246.06	202,236,960.06	
	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	501,903	38.40	19,273,075.20	
	CHONGQING FULING ZHACAI-A	1,506,915	24.57	37,024,901.55	
	BEIJING TIANTAN BIOLOGICAL PRODUCTS CORP	719,912	27.60	19,869,571.20	
	DONG-E-E-JIAOCO LTD-A	373,000	51.87	19,347,510.00	
オフショア人民元 小計		3,923,631		297,752,018.01 (5,794,432,921)	
合　計		61,021,239		272,309,687,010 (272,309,687,010)	

(注)１．小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
３．外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	104銘柄	74.2%	77.6%
ユーロ	株式	14銘柄	9.2%	9.6%
ポンド	株式	6銘柄	2.6%	2.7%
スイスフラン	株式	3銘柄	3.2%	3.4%
スウェーデンクローナ	株式	2銘柄	0.3%	0.4%
ノルウェークローネ	株式	4銘柄	0.6%	0.7%
デンマーククローネ	株式	2銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	株式	1銘柄	0.5%	0.5%
香港ドル	株式	3銘柄	1.1%	1.1%
フィリピンペソ	株式	1銘柄	0.0%	0.0%
台湾ドル	株式	4銘柄	1.3%	1.3%
オフショア人民元	株式	5銘柄	2.0%	2.1%

(注)組入時価比率は純資産に対する比率、合計金額に対する比率は外貨建有価証券の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】
【まるごとひふみ15】

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	8,112,023,307 円
Ⅱ　負債総額	21,903,385 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,090,119,922 円
Ⅳ　発行済口数	8,798,144,600 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9195 円

【まるごとひふみ50】

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	29,262,250,934 円
Ⅱ　負債総額	79,426,580 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,182,824,354 円
Ⅳ　発行済口数	30,972,654,079 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9422 円

【まるごとひふみ100】

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	39,714,620,741 円
Ⅱ　負債総額	125,984,076 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,588,636,665 円
Ⅳ　発行済口数	40,900,732,779 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9679 円

（参考）
ひふみグローバル債券マザーファンド

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	43,468,988,909 円
Ⅱ　負債総額	19,386,690,482 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	24,082,298,427 円
Ⅳ　発行済口数	26,247,647,066 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9175 円

ひふみ投信マザーファンド

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	737,330,399,267 円
Ⅱ　負債総額	5,434,470,646 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	731,895,928,621 円
Ⅳ　発行済口数	154,281,523,478 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.7439 円

ひふみワールドファンドＦＯＦｓ用（適格機関投資家専用）

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	21,919,973,808 円
Ⅱ　負債総額	2,966,278 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,917,007,530 円
Ⅳ　発行済口数	19,834,909,696 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1050 円

ひふみワールドマザーファンド

（2023年４月28日現在）

Ⅰ　資産総額	280,800,377,209 円
Ⅱ　負債総額	2,346,761,885 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	278,453,615,324 円
Ⅳ　発行済口数	165,749,749,956 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6800 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換えの事務等
該当事項は、ありません。

（２）受益者に対する特典
該当事項は、ありません。

（３）受益権の譲渡
①譲渡制限はありません。
②お客様（受益者）は、その保有する受益権を譲渡する場合には、そのお客様（受益者）の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に、振替の申請をするものとします。
③上記②の申請のある場合には、上記②の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記②の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

（４）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（７）受益証券の発行
受益証券の発行は行ないません。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2023年４月末現在）

資本金の額	313,904千円
会社が発行する株式の総数	48,000,000株
発行済株式の総数	12,374,300株

最近５年間における資本金の額の増減：

2023年４月24日　　資本金100,000千円から313,904千円に増資

（２）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役若干名を定めます。また、取締役社長を１名定め、必要に応じて役付取締役を若干名定めることができます。代表取締役社長は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、業務を執行します。

②組織図

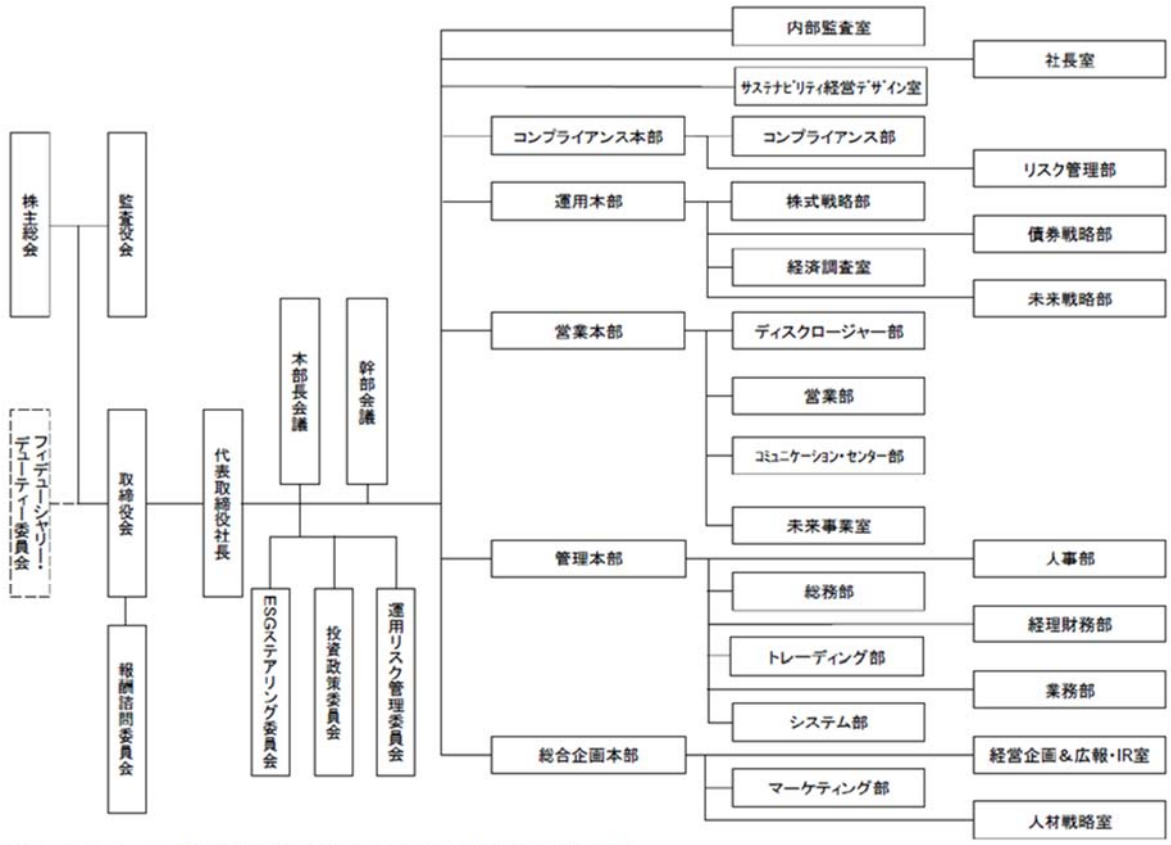

注：フィデューシャリー・デューティー委員会は会社法上の機関ではありませんが、お客様本位の業務運営を実現することを目的とするなかで、取締役会に一定の影響を及ぼす権限を持つため、上記に点線で記載しております。

③運用の意思決定機構

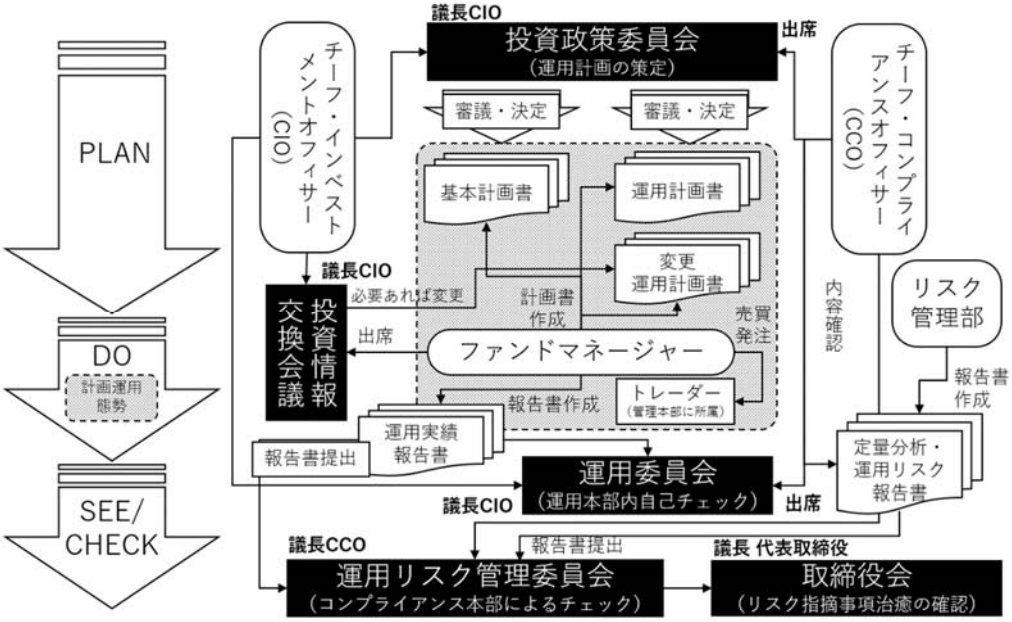

＜取締役会＞

・運用リスク管理委員会の報告を受け、必要に応じて運用本部に対し治癒命令を発出します。

＜チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）＞

・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」（ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。）、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

＜投資政策委員会＞

・代表取締役社長、取締役（社外取締役および会社の業務を執行しない取締役を除く。）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長、リスク管理部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

※運用部は、株式戦略部、債券戦略部、未来戦略部の総称です。（以下同じ。）

＜ファンドマネージャー＞

・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。

・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会および運用リスク管理委員会に提出します。

＜運用委員会＞

・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）は必要と認めた場合には、ファンドマネージャーに運用に関する指示をします。

＜運用リスク管理委員会＞

・チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、リスク管理部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、月１回開催します。

・運用リスク管理委員会は、主に、以下を行ないます。
＊リスク管理部が作成した「運用リスク報告書」に基づき、当社が運用するファンドのリスクの管理状況のチェック（運用リスクの監視、是正指摘事項の指摘、是正指示、指示事項の治癒状況監視、取締役会報告および「運用ガイドライン」の作成、改廃等）
＊「運用実績報告書」等に基づく、当該ファンドの運用状況のチェック
＊「ブローカーリスト」を決定し、投資政策委員会に報告
＊信託財産等の定量分析および運用リスクの調査・分析のフィードバック

＜投資情報交換会議＞
・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週１回以上会議を開催します。
・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

＜チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）＞
・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス本部の統括を行ないます。
・投資政策委員会および運用リスク管理委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
・コンプライアンス部およびリスク管理部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

＜トレーダー＞
・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

上記は、2023年４月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）を行なっています。
2023年４月末現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	13	1,036,956

３【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。なお、財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２） 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３） 監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づいて、東陽監査法人の中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年６月28日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取　締　役　会　　御中

東　陽　監　査　法　人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　　宝金　正典

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　　水戸　信之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

財務諸表等

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,823,794	1,578,574
顧客分別金信託	2,330,000	1,510,000
貯蔵品	11,846	9,861
前払費用	96,396	119,625
未収委託者報酬	3,036,911	3,832,800
未収投資顧問報酬	63,366	52,323
その他	5,411	26,860
流動資産合計	7,367,726	7,130,046
固定資産		
有形固定資産		
建物	153,538	160,041
減価償却累計額	△50,452	△61,252
建物（純額）	103,086	98,788
工具、器具及び備品	145,166	584,786
減価償却累計額	△42,973	△272,015
工具、器具及び備品（純額）	102,192	312,770
有形固定資産合計	205,279	411,559
無形固定資産		
商標権	5,924	5,317
ソフトウエア	319,284	306,380
その他無形固定資産	38,825	64,566
無形固定資産合計	364,034	376,264
投資その他の資産		
投資有価証券	769	1,622
関係会社株式	－	130,000
関係会社出資金	－	20,000
関係会社長期貸付金	－	50,000
長期前払費用	2,529	1,955
繰延税金資産	121,814	193,593
敷金	176,554	176,554
その他	609	10,861
投資その他の資産合計	302,276	584,587

固定資産合計	871,589	1,372,411
資産合計	8,239,316	8,502,458

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※ 1,000,000	－
預り金	969,206	414,193
未払金	481,746	420,002
未払費用	1,227,087	1,580,020
未払法人税等	228,894	517,149
未払消費税等	62,287	133,830
賞与引当金	134,087	173,275
役員賞与引当金	10,653	10,653
販売促進引当金	10,630	－
その他	202	35,766
流動負債合計	4,124,796	3,284,891
固定負債		
退職給付引当金	70,179	86,954
資産除去債務	81,595	85,468
固定負債合計	151,774	172,422
負債合計	4,276,570	3,457,314
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	300,010	300,010
資本剰余金合計	400,010	400,010
利益剰余金		
利益準備金	1,345	1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,461,390	4,543,788
利益剰余金合計	3,462,735	4,545,133
株主資本合計	3,962,745	5,045,143
純資産合計	3,962,745	5,045,143
負債純資産合計	8,239,316	8,502,458

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）		当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益			
委託者報酬	6,449,522		9,154,693
投資顧問報酬	334,428		324,872
営業収益合計	6,783,951	※１	9,479,565
営業費用			
支払手数料	2,470,431		3,634,385
調査費	447,956		577,755
営業雑経費	220,929		137,880
通信費	36,964		37,211
諸会費	8,416		8,873
その他	175,546		91,795
営業費用合計	3,139,317		4,350,020
一般管理費			
給料	1,077,639		1,228,687
役員報酬	204,651		213,469
給料・手当	555,939		645,097
賞与	137,346		147,728
賞与引当金繰入額	130,404		171,915
役員賞与	22,756		23,048
役員賞与引当金繰入額	10,653		10,653
退職給付費用	15,886		16,775
法定福利費	114,367		138,026
広告宣伝費	391,310		588,943
旅費交通費	7,810		10,502
租税公課	5,163		5,315
不動産賃借料	193,742		204,215
減価償却費	116,124		343,776
諸経費	472,561		624,428
一般管理費合計	2,378,719		3,143,896
営業利益	1,265,913		1,985,648
営業外収益			
受取利息	100		832
為替差益	－		3,621
経営管理料	－	※２	4,644
講演、原稿料等収入	2,541		7,040
広告料収入	－		7,451

業務委託収入	141	※2	5,878
その他	6		17
営業外収益合計	2,789		29,486
営業外費用			
支払利息	1,849		1,614
為替差損	832		－
その他	24		101
営業外費用合計	2,705		1,716
経常利益	1,265,997		2,013,419
特別損失			
固定資産除却損	4,649		－
特別損失合計	4,649		－
税引前当期純利益	1,261,348		2,013,419
法人税、住民税及び事業税	442,574		738,435
法人税等調整額	△30,493		△71,779
法人税等合計	412,080		666,655
当期純利益	849,267		1,346,763

（３）【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	2,900,520
当期変動額						
剰余金の配当						△288,398
当期純利益						849,267
当期変動額合計	－	－	－	－	－	560,869
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	3,461,390

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,901,866	3,401,876	3,401,876
当期変動額			
剰余金の配当	△288,398	△288,398	△288,398
当期純利益	849,267	849,267	849,267
当期変動額合計	560,869	560,869	560,869
当期末残高	3,462,735	3,962,745	3,962,745

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	3,461,390
当期変動額						
剰余金の配当						△264,365
当期純利益						1,346,763
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,082,397
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	4,543,788

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金 合計	株主資本合計	
当期首残高	3,462,735	3,962,745	3,962,745
当期変動額			
剰余金の配当	△264,365	△264,365	△264,365
当期純利益	1,346,763	1,346,763	1,346,763
当期変動額合計	1,082,397	1,082,397	1,082,397
当期末残高	4,545,133	5,045,143	5,045,143

注記事項
（重要な会計方針）
１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１） 関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
（２） その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定しております。）
市場価格のない株式等
投資事業有限責任組合出資金については、当該組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

３．固定資産の減価償却の方法
（１） 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は、次のとおりです。
建物附属設備　８～15年
工具、器具及び備品　２～15年
（２） 無形固定資産
ソフトウエア
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準
（１） 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
（２） 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
（３） 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

６．収益及び費用の計上基準
当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。
（１） 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６ヵ月以内に受領しております。収益は、

顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

（２） 投資顧問報酬

投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回、もしくは毎月受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上 支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産

（１） 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	121,814	193,593

（２） 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、過去の課税所得水準や将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（１）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、直販投資信託の一部について、従来、日々の純資産総額に一定の料率を乗じて計算した金額を委託者報酬として収益認識し、また、顧客との契約に基づき５年以上保有する受益権に係る信託報酬に一定の料率を乗じた金額を「資産形成応援団」として営業費用と認識しておりましたが、「資産形成応援団」は信託報酬の実質的な値引きであると認識して営業収益から控除するとともに、同額の返金負債を計上する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の委託者報酬は73,541千円減少し、営業費用は73,541千円減少しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（２）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日　企業会計基準委員会）

（１）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第31号）の2021年６月17日の改正は、2019年７月４日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね１年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（２）適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記していた「前受収益」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「前受収益」202千円は、「流動負債」の「その他」202千円として組み替えております。

（損益計算書）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「広告宣伝費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた863,871千円は、「広告宣伝費」391,310千円、「諸経費」472,561千円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務委託収入」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた147千円は、「業務委託収入」141千円、「その他」６千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
当座貸越極度額	15,000,000　千円	7,000,000　千円
借入実行額	1,000,000	－
差引額	14,000,000	7,000,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
経営管理料	－ 千円	4,644千円
業務委託収入	－	5,878千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普 通 株 式	12,016,600	－	－	12,016,600

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通 株式	288,398	24	2020年３月31日	2020年６月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	配当の 原資	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月28日 定時株主総会	普通 株式	264,365	利益 剰余金	22	2021年３月31日	2021年６月29日

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普 通 株 式	12,016,600	－	－	12,016,600

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月28日定時株主総会	普通株式	264,365	22	2021年３月31日	2021年６月29日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年６月27日定時株主総会	普通株式	396,547	利益剰余金	33	2022年３月31日	2022年６月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2021年３月31日）	当事業年度（2022年３月31日）
１年内	145,365	53,570
１年超	29,073	82,553
合計	174,438	136,124

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

債務である預り金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの計画に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	176,554	171,705	△4,849
資産計	176,554	171,705	△4,849

（＊１） 現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、短期借入金、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊２） 時価算定会計基準等の適用に伴い、当事業年度の期首から、これまで時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品と区分していたもののうち、敷金については、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により、時価を算定しております。

（＊３） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0
投資事業組合出資金	769

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）関係会社長期貸付金	50,000	50,463	463
（２）敷金	176,554	170,027	△6,527
資産計	226,554	220,490	△6,064

（＊１）現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊２）時価算定会計基準等の適用に伴い、当事業年度の期首から、これまで時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品と区分していたもののうち、敷金については、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により、時価を算定しております。

（＊３）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	130,000
関係会社出資金	20,000
非上場株式	0
投資事業組合出資金	1,622

①関係会社株式及び非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
②関係会社出資金及び投資事業組合出資金ついては、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2021年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,823,794	－	－	－
顧客分別金信託	2,330,000	－	－	－
未収委託者報酬	3,036,911	－	－	－
未収投資顧問報酬	63,366	－	－	－
合計	7,254,072	－	－	－

当事業年度（2022年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,578,574	－	－	－
顧客分別金信託	1,510,000	－	－	－
未収委託者報酬	3,832,800	－	－	－
未収投資顧問報酬	52,323	－	－	－
合計	6,973,697	－	－	－

（注２）短期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度（2021年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	5年超（千円）
短期借入金	1,000,000	－	－	－	－	－
合計	1,000,000	－	－	－	－	－

当事業年度（2022年３月31日）
該当事項はありません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2022年３月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期貸付金	－	50,463	－	50,463
敷金	－	170,027	－	170,027
資 産 計	－	220,490	－	220,490

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．子会社株式及び子会社出資金

該当事項はありません。

２．その他有価証券

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．子会社株式及び子会社出資金

市場価格がないことから、子会社株式及び子会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	130,000
子会社出資金	20,000
計	150,000

２．その他有価証券

重要性がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
退職給付引当金の期首残高	63,543千円	70,179千円
退職給付費用	15,580千円	16,775千円
退職給付の支払額	△8,944千円	－千円
その他	－千円	－千円
退職給付引当金の期末残高	70,179千円	86,954千円

（２）退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	70,179千円	86,954千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	70,179千円	86,954千円
退職給付引当金	70,179千円	86,954千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	70,179千円	86,954千円

（３）退職給付費用

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	15,580千円	16,775千円

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　18名	当社従業員　３名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　595,200株	普通株式　15,800株
付与日	2015年12月１日	2017年８月１日
権利確定条件	付与日（2015年12月１日）以降、権利確定日（2017年９月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2017年８月１日）以降、権利確定日（2019年６月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自　2015年12月１日 至　2017年９月30日	自　2017年８月１日 至　2019年６月30日
権利行使期間	自　2017年10月１日 至　2025年８月31日	自　2019年７月１日 至　2027年５月31日

（注）　株式数に換算して記載しております。なお、2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
権利確定前　　（株）		
前事業年度末	584,200	15,800
付与	－	－
失効	56,000	－
権利確定	－	－
未確定残	528,200	15,800
権利確定後　　（株）		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

（注）　2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
権利行使価格　　（円）	32	77
行使時平均株価　　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

（注）　2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①　当事業年度末における本源的価値の合計額　　725,529千円

②　当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　　－千円

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　18名	当社従業員　３名	当社従業員　82名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　595,200株	普通株式　15,800株	普通株式　340,000株
付与日	2015年12月１日	2017年８月１日	2022年１月31日
権利確定条件	付与日（2015年12月１日）以降、権利確定日（2017年９月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2017年８月１日）以降、権利確定日（2019年６月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（2022年１月31日）以降、権利確定日（2024年１月19日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自　2015年12月１日 至　2017年９月30日	自　2017年８月１日 至　2019年６月30日	自　2022年１月31日 至　2024年１月19日
権利行使期間	自　2017年10月１日 至　2025年８月31日	自　2019年７月１日 至　2027年５月31日	自　2024年１月20日 至　2031年12月15日

(注)株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前　（株）			
前事業年度末	528,200	15,800	－
付与	－	－	340,000
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	528,200	15,800	340,000
権利確定後　（株）			
前事業年度末			
権利確定	－	－	－
権利行使	－	－	－
失効	－	－	－
未行使残	－	－	－

（注）　第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格　　（円）	32	77	1,365
行使時平均株価　　（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	－	－	－

（注） 第４回新株予約権及び第５回新株予約権は2018年８月29日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額　854,389千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	46,380千円	59,935千円
退職給付引当金	24,274	30,077
未払費用	9,460	13,341
一括償却資産	1,688	2,281
役員賞与引当金	3,684	3,684
未払事業所税	1,200	1,348
未払事業税等	20,696	47,738
資産除去債務	28,223	29,563
繰延資産償却	35,625	28,880
販売促進引当金	3,676	－
その他	125	120
繰越税金資産小計	175,038	216,971
評価性引当額　（注）	△28,349	－
繰延税金資産合計	146,689	216,971
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△16,439	△16,240
前払費用	△8,435	△7,137
繰延税金負債合計	△24,874	△23,377
繰延税金資産の純額	121,814	193,593

（注）評価性引当額が28,349千円減少しております。この減少の主な内容は資産除去債務に係る評価性引当額の減少によるものです。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	34.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
住民税均等割	0.3	
寄付金の損金不算入額	－	
中小企業等に係る軽減税率等	△0.1	
法人税額の特別控除	△2.0	
評価性引当額の増減	－	
その他	△0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7	

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
イ　当該資産除去債務の概要
事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から７～15年と見積り、割引率は0.000％～1.395％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
期首残高	81,193 千円	81,595 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	3,467
時の経過による調整額	402	405
見積りの変更による減少額	－	－
資産除去債務の履行による減少額	－	－
その他増減額（△は減少）	－	－
期末残高	81,595	85,468

（収益認識関係）
（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
残高報酬	9,395,038　千円
成功報酬	84,281
その他	245
合計	9,479,565

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「（重要な会計方針）６．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）
（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）
１．製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
１．製品及びサービスごとの情報
投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区	48,323	金融サービス事業	－	当社投資信託の募集及び販売ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注）	402,695	未払費用	277,015

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区	70	投資事業組合財産の管理及び運用	所有直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1）	110,000	関係会社長期貸付金	50,000
							貸付金の回収	60,000	－	－
							利息の受取（注1）	782	未収利息	553
							設立出資	10,000	－	－
							増資の引受（注2）	120,000	－	－
同一の親会社を持つ会社	株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区	48,323	金融サービス事業	－	当社投資信託の募集及び販売ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注3）	692,823	未払費用	328,189

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）　資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注2）　１株につき10,000円で引き受けたものであります。

（注3）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（未上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
１株当たり純資産額	329.77円	419.85円
１株当たり当期純利益金額	70.67円	112.08円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
当期純利益金額（千円）	849,267	1,346,763
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	849,267	1,346,763
普通株式の期中平均株式数（株）	12,016,600	12,016,600
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類 （新株予約権の数5,440個） なお、新株予約権の概要は「（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。	新株予約権３種類 （新株予約権の数8,840個） なお、新株予約権の概要は「（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月11日

レオス・キャピタルワークス株式会社
取締役会　御中

東　陽　監　査　法　人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宝金　正典
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	水戸　信之
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	南泉　充秀

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の2022年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表等】

中間財務諸表

（１）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2022年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,360,746
顧客分別金信託	1,600,000
貯蔵品	8,748
未収委託者報酬	3,726,152
未収投資顧問報酬	48,218
関係会社短期貸付金	50,000
その他	132,409
流動資産合計	6,926,276
固定資産	
有形固定資産	
建物	160,041
減価償却累計額	△66,852
建物（純額）	93,188
器具及び備品	712,852
減価償却累計額	△441,440
器具及び備品（純額）	271,412
有形固定資産合計	364,601
無形固定資産	
商標権	5,013
ソフトウエア	320,755
その他無形固定資産	51,826
無形固定資産合計	377,594
投資その他の資産	
関係会社株式	130,000
関係会社出資金	29,157
長期前払費用	1,194
繰延税金資産	193,174
敷金	176,554
その他	13,858
投資その他の資産合計	543,938
固定資産合計	1,286,134
資産合計	8,212,410

（単位：千円）

		当中間会計期間 （2022年９月30日）
負債の部		
流動負債		
預り金		467,465
未払費用		1,570,068
未払法人税等		302,607
賞与引当金		167,105
役員賞与引当金		21,560
その他	※１	286,023
流動負債合計		2,814,829
固定負債		
退職給付引当金		93,854
資産除去債務		85,677
固定負債合計		179,531
負債合計		2,994,361
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		100,000
その他資本剰余金		300,010
資本剰余金合計		400,010
利益剰余金		
利益準備金		1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		4,716,693
利益剰余金合計		4,718,039
株主資本合計		5,218,049
純資産合計		5,218,049
負債純資産合計		8,212,410

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		4,719,691
投資顧問報酬		108,737
営業収益合計		4,828,428
営業費用		2,302,538
一般管理費		1,671,236
営業利益		854,654
営業外収益	※１	19,633
営業外費用	※２	1,644
経常利益		872,642
税引前中間純利益		872,642
法人税、住民税及び事業税		302,769
法人税等調整額		419
法人税等合計		303,189
中間純利益		569,453

（３）【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	4,543,788
当中間期変動額						
剰余金の配当						△396,547
中間純利益						569,453
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	172,905
当中間期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	4,716,693

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	4,545,133	5,045,143	5,045,143
当中間期変動額			
剰余金の配当	△396,547	△396,547	△396,547
中間純利益	569,453	569,453	569,453
当中間期変動額合計	172,905	172,905	172,905
当中間期末残高	4,718,039	5,218,049	5,218,049

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（２）その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定しております。）

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合出資金については、当該組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	８～15年
器具及び備品	２～15年

（２）無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

（１）　委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は当該投資信託の日々の純資産額に対する一定割合として報酬が認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

（２）　投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、

月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象受託資産によって年４回、年２回、もしくは毎月受け取ります。当該報酬は対象受託資産の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

成功報酬は対象となる受託資産の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる中間財務諸表への影響はございません。

（表示方法の変更）

（中間貸借対照表）

前事業年度まで「工具、器具及び備品」で表示していた科目を、「器具及び備品」に変更しております。この科目変更は明瞭性を高める観点から行ったものであり、前事業年度の「工具、器具及び備品」の金額に変更はありません。

（中間貸借対照表関係）

※１　消費税等の取り扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

２　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （2022年９月30日）
当座貸越極度額	7,000,000　千円
借入実行額	－
差引額	7,000,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

（中間損益計算書関係）

※１　営業外収益のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
受取利息	395　千円
為替差益	8,554
講演、原稿料等収入	2,623
経営管理料	3,664
広告料収入	4,286

※２　営業外費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
支払利息	132　千円

３　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
有形固定資産	175,353　千円
無形固定資産	58,152

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当中間会計期間増加 株式数 （株）	当中間会計期間減少 株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	12,016,600	－	－	12,016,600
合計	12,016,600	－	－	12,016,600

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年６月27日 定時株主総会	普通株式	396,547	33	2022年３月31日	2022年６月28日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2022年９月30日）
１年内	174,782
１年超	373,590
合計	548,372

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2022年９月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）関係会社短期貸付金	50,000	50,864	864
（２）敷金	176,554	175,504	△1,049
資産計	226,554	226,368	△185

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	130,000
関係会社出資金	29,157
非上場株式	0
投資事業組合出資金	1,670

① 関係会社株式及び非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

② 関係会社出資金及び投資事業組合出資金ついては、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年９月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社短期貸付金	－	50,864	－	50,864
敷金	－	175,504	－	175,504
資産計	－	226,368	－	226,368

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社短期貸付金

関係会社短期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び子会社出資金

市場価格がないことから、子会社株式及び子会社出資金の時価を記載しておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	130,000
子会社出資金	29,157
計	159,157

２．その他有価証券

重要性がないため記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	85,468千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	208千円
見積りの変更による減少額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
当中間会計期間末残高	85,677千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
残高報酬	4,828,306　千円
その他	122
合計	4,828,428

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

当中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（ア）製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問事業の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（イ）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（ウ）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （2022年９月30日）
１株当たり純資産額	434円24銭

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	47円39銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	569,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	569,453
普通株式の期中平均株式数（株）	12,016,600
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2015年11月18日取締役会決議の第４回新株予約権 新株予約権5,282個（目的となる株式の数　普通株式528,200株） 2017年７月19日取締役会決議の第５回新株予約権 新株予約権158個（目的となる株式の数　普通株式15,800株） 2022年１月31日取締役会決議の第６回新株予約権 新株予約権3,400個（目的となる株式の数　普通株式340,000株）

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

追加型証券投資信託

（まるごとひふみ15）

約　　款

レオス・キャピタルワークス株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

⑴　投資対象

別に定める投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

⑵　投資態度

①　当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行ない、実質的な運用は投資対象ファンドへの投資を通じて行ないます。

②　投資対象ファンドを通じて、主として内外の株式および内外の債券に実質的に投資します。

③　投資対象ファンドの配分比率は、概ね「ひふみ投信マザーファンド」９％、「ひふみワールドファンド」６％、「ひふみグローバル債券マザーファンド」85％とします。

④　投資対象ファンドにおいて投資する外貨建資産については、「ひふみ投信マザーファンド」「ひふみワールドファンド」は為替ヘッジを行なわず、「ひふみグローバル債券マザーファンド」は為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況動向等により為替ヘッジ比率を調整する場合があります。

⑤　投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。また、各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。

⑥　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　株式への直接投資は行ないません。

④　デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3．収益分配方針

毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益

を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。

③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
（まるごとひふみ15）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、レオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第16条第１項、第16条第２項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金5,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については、5,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者および委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関）をいいます。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者と収益分配金再投資取扱い規定にしたがって、または、委託者の指定する販売会社と累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、別に定める取引所（第６項に定義される。）または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付は行ないません。

②　委託者および委託者の指定する販売会社は、別に定める契約を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資に限り、第６条第１項の規定により分割される受益権を、１口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。

③　第１項の場合の受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には１口につき１円とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には１口につき１円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第１項の取得申込者は、委託者および委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者および委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第15条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4．指定金銭信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条および第15条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条および第15条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れの指図）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と

認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 委託者は、前項の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 受託者は、前２項にかかわらず、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合には、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合には、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する別に定める投資信託証券の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による別に定める投資信託証券の受益証券の一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金（第38条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

2．借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日

もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

⑤　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年４月16日から翌年４月15日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は、2021年３月30日から2022年４月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告を行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることができないものとします。

（信託事務等の諸費用および監査費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息　（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて、毎日信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、計算期末また

は信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　第２項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等に相当する金額を当該費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第33条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第34条　委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、委託者自らが口座管理機関となり、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を行ないます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第36条第４項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については、第36条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に支払われます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対しこの信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じる ものとします。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものものとします。また、「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間、

ならびに信託終了による償還金については前条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約の実行の請求受付日とする一部解約の実行の請求受付は行ないません。

②　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者および委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係

る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合には、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する

「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受託権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により、受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレ

スに掲載します。

https://www.rheos.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第49条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2021年３月30日

委託者　レオス･キャピタルワークス株式会社

受託者　三井住友信託銀行株式会社

付表

１　別に定める投資信託証券

約款第15条、第24条、第25条および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券をいいます。

親投資信託「ひふみ投信マザーファンド」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみ投信マザーファンド」といいます。）

追加型証券投資信託「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみワールドファンド」といいます。）

親投資信託「ひふみグローバル債券マザーファンド」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみグローバル債券マザーファンド」といいます。）

２　別に定める取引所または銀行

約款第11条および第38条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

ニューヨークの銀行

ホンコン証券取引所

ホンコンの銀行

ロンドンの銀行

追加型証券投資信託

（まるごとひふみ50）

約　　款

レオス・キャピタルワークス株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

⑴　投資対象

別に定める投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

⑵　投資態度

①　当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行ない、実質的な運用は投資対象ファンドへの投資を通じて行ないます。

②　投資対象ファンドを通じて、主として内外の株式および内外の債券に実質的に投資します。

③　投資対象ファンドの配分比率は、概ね「ひふみ投信マザーファンド」30％、「ひふみワールドファンド」20％、「ひふみグローバル債券マザーファンド」50％とします。

④　投資対象ファンドにおいて投資する外貨建資産については、「ひふみ投信マザーファンド」「ひふみワールドファンド」は為替ヘッジを行なわず、「ひふみグローバル債券マザーファンド」は為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況動向等により為替ヘッジ比率を調整する場合があります。

⑤　投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。また、各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。

⑥　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　株式への直接投資は行ないません。

④　デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3．収益分配方針

毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益

を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。

③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
（まるごとひふみ50）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、レオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第16条第１項、第16条第２項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金5,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については、5,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者および委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関）をいいます。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者と収益分配金再投資取扱い規定にしたがって、または、委託者の指定する販売会社と累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、別に定める取引所（第６項に定義される。）または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付は行ないません。

②　委託者および委託者の指定する販売会社は、別に定める契約を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資に限り、第６条第１項の規定により分割される受益権を、１口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。

③　第１項の場合の受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には１口につき１円とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には１口につき１円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第１項の取得申込者は、委託者および委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者および委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第15条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4．指定金銭信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条および第15条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条および第15条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れの指図）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と

認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 委託者は、前項の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 受託者は、前２項にかかわらず、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合には、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合には、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する別に定める投資信託証券の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による別に定める投資信託証券の受益証券の一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金（第38条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

2．借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日

もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

⑤　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年４月16日から翌年４月15日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は、2021年３月30日から2022年４月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告を行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることができないものとします。

（信託事務等の諸費用および監査費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息　（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて、毎日信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、計算期末また

は信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　第２項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等に相当する金額を当該費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第33条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第34条　委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、委託者自らが口座管理機関となり、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を行ないます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第36条第４項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については、第36条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に支払われます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対しこの信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じる ものとします。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものものとします。また、「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間、

ならびに信託終了による償還金については前条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約の実行の請求受付日とする一部解約の実行の請求受付は行ないません。

②　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者および委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係

る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合には、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する

「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受託権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により、受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレ

スに掲載します。

https://www.rheos.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第49条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2021年３月30日

委託者　レオス･キャピタルワークス株式会社

受託者　三井住友信託銀行株式会社

付表

１　別に定める投資信託証券

約款第15条、第24条、第25条および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券をいいます。

親投資信託「ひふみ投信マザーファンド」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみ投信マザーファンド」といいます。）

追加型証券投資信託「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみワールドファンド」といいます。）

親投資信託「ひふみグローバル債券マザーファンド」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみグローバル債券マザーファンド」といいます。）

２　別に定める取引所または銀行

約款第11条および第38条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

ニューヨークの銀行

ホンコン証券取引所

ホンコンの銀行

ロンドンの銀行

追加型証券投資信託

（まるごとひふみ100）

約　　款

レオス・キャピタルワークス株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

⑴　投資対象

別に定める投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

⑵　投資態度

①　当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行ない、実質的な運用は投資対象ファンドへの投資を通じて行ないます。

②　投資対象ファンドを通じて、主として内外の株式に実質的に投資します。

③　投資対象ファンドの配分比率は、概ね「ひふみ投信マザーファンド」60％、「ひふみワールドファンド」40％とします。

④　投資対象ファンドにおいて投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤　投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により見直しを行なうことがあります。また、各投資対象ファンドへの投資割合は、市場環境等に応じて調整を行なうことがあります。

⑥　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　株式への直接投資は行ないません。

④　デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3．収益分配方針

毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。

③　収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基

づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

（まるごとひふみ100）

約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、レオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第2項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第16条第１項、第16条第２項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金5,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については、5,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者および委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関）をいいます。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者と収益分配金再投資取扱い規定にしたがって、または、委託者の指定する販売会社と累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、別に定める取引所（第６項に定義される。）または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付は行ないません。

②　委託者および委託者の指定する販売会社は、別に定める契約を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資に限り、第６条第１項の規定により分割される受益権を、１口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。

③　第１項の場合の受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、委託者が取得申込みに応じる場合には１口につき１円とし、委託者の指定する販売会社が取得申込みに応じる場合には１口につき１円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第１項の取得申込者は、委託者および委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者および委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第15条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4．指定金銭信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合には、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条および第15条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条および第15条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れの指図）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と

認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 委託者は、前項の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 受託者は、前２項にかかわらず、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合には、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合には、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する別に定める投資信託証券の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による別に定める投資信託証券の受益証券の一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金（第38条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

2．借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日

もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

⑤　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年４月16日から翌年４月15日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は、2021年３月30日から2022年４月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告を行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることができないものとします。

（信託事務等の諸費用および監査費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息　（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて、毎日信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、計算期末また

は信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　第２項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等に相当する金額を当該費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第33条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第34条　委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、委託者自らが口座管理機関となり、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を行ないます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第36条第４項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については、第36条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に支払われます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対しこの信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じる ものとします。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものものとします。また、「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間、

ならびに信託終了による償還金については前条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し委託者および委託者の指定する販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約の実行の請求受付日とする一部解約の実行の請求受付は行ないません。

②　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者および委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係

る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合には、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する

「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受託権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により、受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレ

スに掲載します。

https://www.rheos.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第49条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2021年３月30日

委託者　レオス･キャピタルワークス株式会社

受託者　三井住友信託銀行株式会社

付表

１　別に定める投資信託証券

約款第15条、第24条、第25条および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券をいいます。

親投資信託「ひふみ投信マザーファンド」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみ投信マザーファンド」といいます。）

追加型証券投資信託「ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）」（本約款（付表を含みます。）において「ひふみワールドファンド」といいます。）

２　別に定める取引所または銀行

約款第11条および第38条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

ニューヨークの銀行

ホンコン証券取引所

ホンコンの銀行

ロンドンの銀行